

## 2.2 農林水産部

### 2.2.1 受託事業概要

農林水産部では、①農山漁村や中山間地域をはじめとした地域を振興、②産業や生活を支える地域基盤の整備、③農林水産業をはじめとした生産を振興、④森林や緑環境を保全・整備、⑤食の安心・安全を確保、の5つの政策を組織ミッションとしている。

農林水産部の受託事業は、業務内容から研究受託、試験・調査受託、経由等事務受託、市町村受託の4つに分類される。ただし、この分類は包括外部監査を受けるに当たって、農林水産部が行った便宜上の分類である。

農林水産部における直近5年間の受託事業の金額及び件数の推移は以下のとおりである。

【表2.2.1の1】 農林水産部の受託事業推移

所属名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
研究受託	27,178	16	24,465	14	28,402	15	45,411	14	27,030	13
試験・調査受託	29,571	14	29,802	18	27,131	17	29,336	17	29,163	16
経由事務等	11,451	14	13,776	14	14,769	14	10,073	12	7,756	11
市町村受託	97,020	1	55,409	4	83,886	3	12,210	1	14,317	1
合計	165,220	45	123,452	50	154,188	49	97,030	44	78,266	41

#### (1) 研究受託

研究受託は流通・ブランド戦略課の所管になる農林水産技術センターで全て受託されており、内容も全て競争的資金となっている。京都府の研究課題に合致した競争的資金に応募し獲得することにより、資金面はもちろんのこと、共同研究機関と役割分担するとともに、京都府が所有しない機器を活用できる等のメリットがあり、より効率的に研究成果につなげることができる。

ここで競争的資金とは「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観

点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」のことを指す。

研究受託の課別の実施状況は以下のとおりである。

【表2.2.1の2】 研究受託の実施状況

担当課	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
流通・ブランド戦略課	28,402	15	45,411	14	27,030	13

平成26年度が多くなっているのは、「クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発」12,200千円、「セミスマートな二枚貝養殖技術の開発と応用」12,550千円と10,000千円を超える高額な受託が2件あったためである。

## (2) 試験・調査受託

試験・調査受託についても研究受託と同様に京都府の試験研究課題であり、そのほとんどが農林水産技術センターでの受託である。試験・調査受託においては主に団体や民間企業から誘引があり、費用と京都府の農林水産産業の振興に寄与できるかどうかを勘案して受託を決定する。

また、法律で都道府県による試験・調査が義務付けられているため受託しているものもある。

試験・調査受託の課別の実施状況は以下のとおりである。

【表2.2.1の3】 試験・調査受託の実施状況

担当課	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
流通・ブランド戦略課	26,931	16	29,186	16	28,983	15
農産課	200	1	150	1	180	1
計	27,131	17	29,336	17	29,163	16

流通・ブランド戦略課の受託は、全て所管の農林水産技術センターの受託である。

また、過去3年間の農林水産部の試験研究費のうち、試験・調査受託の占める割合は、以下のとおりである。

【表2.2.1の4】 試験研究費のうち試験・調査受託の占める割合

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	課題数(件)	金額(千円)	課題数(件)	金額(千円)	課題数(件)
試験研究費	135,142	97	134,158	88	132,897	81
試験・調査受託※	26,931	16	29,186	16	28,983	15
割合	19.9%	16.5%	21.8%	18.2%	21.8%	18.5%

※農産課の事業は試験研究とは異なるため含んでいない

農林水産部の試験研究費は件数も金額も減少傾向にあるが、試験・調査受託はほぼ横ばいであり、試験研究費のうち試験・調査受託の占める割合は、金額、課題数ともにやや増加している。

いずれの事業も、受託の経緯については相手方からの誘引によるものであるが、必要に応じて京都府側からも積極的にアクションを起こしている。

### (3) 経由等事務受託

経由等事務受託は委託側（株式会社日本政策金融公庫や独立行政法人農畜産業振興機構等）が行う事業に対して、京都府の各農業関係団体や農家

が提出する書類等につき作成の補助や点検等を行う業務を受託している。  
 また他の3つ（研究受託、試験・調査受託、市町村受託）のいずれにも該当しないものも便宜的にこの経由等事務受託に分類している。

なお、いずれの事業も、受託の経緯については相手方からの誘引によるものであり、京都府側から積極的にアクションを起こすことはない。

経由等事務の課別の実施状況は以下のとおりである。

【表2.2.1の5】 経由等事務の実施状況

担当課	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
経営支援・担い手育成課	180	1	217	1	190	1
流通・ブランド戦略課	100	1	100	1	100	1
畜産課	5,352	7	2,577	5	2,593	5
水産課	8,761	3	6,816	3	4,516	2
林務課	376	2	363	2	357	2
計	14,769	14	10,073	12	7,756	11

#### (4) 市町村受託

市町村受託については農村振興課が行う農道等の整備事業にあわせ、市町村が行う整備事業を京都府が市町村より受託し一括で施行した方が有効かつ効率的になる場合に、受託が行われる。

市町村受託の課別の実施状況は以下のとおりである。

【表2.2.1の6】 市町村受託の実施状況

担当課	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
農村振興課	83,886	3	12,210	1	14,317	1

農林水産部所管の整備事業があり、かつ、市町村の整備事業が同時期に実施されてはじめて受託事業となるため、年度によってバラツキが大きく、平成 28 年度はゼロ件とのことである。

## 2.2.2 個別受託事業の内容検討

### (1) 研究受託

#### ①競争的資金

競争的資金とは、国（府や省）、国立研究開発法人が公募する研究課題について、応募し、採択されると提供される資金である。

内閣府によれば、第 3 期科学技術基本計画において、「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す」としており、政府としてその拡充に努めている。

内閣府では競争的資金を間接経費が 30%措置される公募型の研究費制度の総称として使用しており、一覧は以下のとおりである。

【表2.2.2の1】 競争的資金制度一覧（平成27年度予算）

（単位：百万円）

府省名	担当機関	制度名	予算額
内閣府	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究	194
	小 計		194
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進事業	2,419
		ICTイノベーション創出チャレンジプログラム	370
		デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	41
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	138
	小 計		2,968
文部科学省	本省／日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業	23,138
	日本学術振興会	科学研究費（科研費）	227,289
	科学技術振興機構／日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業	61,115
		研究成果展開事業	29,807
		国債科学技術共同研究推進事業	3,408
	小 計		344,757
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	7,183
	日本医療研究開発機構	医療研究開発推進事業費補助金	44,469
	小 計		51,652
農林水産省	本省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	5,238
	小 計		5,238
経済産業省	本省	革新的ものづくり産業創出連携促進事業	10,272
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業	187
	小 計		10,459
国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制度	253
		交通運輸技術開発推進制度	180
	小 計		433
環境省	本省／環境再生保全機構	環境研究総合推進費	5,300
	小 計		5,300
防衛省	本省	安全保障技術研究推進制度	260
	小 計		260
合 計			421,261

出典：内閣府ホームページ

ただし、間接経費が措置されない、間接経費比率が30%に満たない公募型の研究費制度もあり、京都府では間接経費が30%措置されるか否かを問わず公募型の研究費制度を競争的資金としている。

以下【表 2.2.2 の 2】は農林水産省の統計データで都道府県別の競争的資金に関する獲得状況である。ただし間接経費 30%措置の競争的資金のみであること、また京都府が中核研究機関として国から直接採択された課題(歳入科目：国庫支出金)も含まれていることにより、【表 2.2.1 の 1】等とは一致しない。

【表2.2.2の2】 農林水産関係試験研究機関の都道府県別競争的資金の獲得状況

(単位：千円)

都道府県	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
北海道	1	493,706	309,624	214,165	190,671	218,712
青森	2	89,200	88,373	56,107	37,981	15,140
岩手	3	208,153	185,916	277,029	397,124	238,081
宮城	4	81,187	37,014	63,079	14,015	20,718
秋田	5	134,412	95,342	80,112	41,471	20,445
山形	6	121,494	91,462	65,260	34,959	53,140
福島	7	226,653	-	32,689	35,868	26,039
新潟	8	38,724	53,923	44,134	52,991	22,376
富山	9	35,690	50,435	90,869	65,840	90,191
石川	10	69,905	59,755	18,093	15,676	17,756
福井	11	58,501	31,245	21,566	51,264	16,302
茨城	12	78,591	42,146	29,063	24,617	21,063
栃木	13	20,183	60,812	34,049	31,039	34,328
群馬	14	69,796	76,298	65,512	60,323	39,032
埼玉	15	67,917	34,519	43,658	25,451	29,630
千葉	16	86,553	63,973	53,296	43,381	60,826
東京都	17	17,012	9,368	0	6,690	4,905
神奈川県	18	97,683	50,621	21,325	16,270	8,470
山梨	19	10,040	10,751	9,337	7,559	2,871
長野	20	33,331	43,293	28,453	87,450	37,315
静岡	21	40,084	22,646	37,173	47,292	51,728
岐阜	22	45,189	24,500	30,791	17,386	40,094
愛知	23	74,854	80,251	57,900	44,684	47,664
三重	24	78,638	127,007	75,049	85,099	97,720
滋賀	25	34,444	36,266	23,165	15,140	4,360
京都	26	64,002	63,619	16,261	20,882	48,929
大阪	27	88,560	35,717	18,387	14,132	13,622
兵庫	28	50,585	65,825	27,079	26,027	18,198
奈良	29	45,633	53,220	38,924	31,068	6,627
和歌山	30	29,983	22,452	21,952	32,668	42,940
鳥取	31	5,360	6,056	440	1,265	0
島根	32	65,327	42,085	48,116	20,744	24,516
岡山	33	136,955	148,887	107,714	86,060	112,615
広島	34	51,658	44,380	22,842	44,367	67,848
山口	35	25,182	78,920	26,138	33,603	56,090
徳島	36	43,350	31,292	17,876	12,624	8,936
香川	37	63,280	26,748	31,765	38,283	33,748
愛媛	38	130,557	79,382	36,513	16,059	47,856
高知	39	41,466	39,721	56,579	37,853	23,598
福岡	40	64,369	55,248	43,038	40,994	25,394
佐賀	41	49,124	48,809	36,940	16,305	20,436
長崎	42	13,900	18,043	16,410	27,582	48,088
熊本	43	46,520	46,135	40,879	46,062	69,448
大分	44	36,391	22,746	37,730	9,055	32,966
宮崎	45	82,163	155,768	129,723	203,099	133,603
鹿児島	46	146,514	91,906	108,912	70,889	66,483
沖縄	47	23,340	36,617	45,929	1,379	1,620
合計		3,616,159	2,899,116	2,402,021	2,281,241	2,122,467
平均		76,940	61,683	51,107	48,537	45,159

出典：農林水産省ホームページ

競争的資金の範囲が異なっているが、概ね京都府の競争的資金の獲得の状況が分かる。他の都道府県の平均と比較して、やや下回る程度になっている。

## ②農林水産技術センター

農林水産技術センターは、農業・林業・畜産業・水産業のそれぞれの分野にまたがる課題に対して迅速に対応していくため、農林水産業に係わる試験研究機関を統合・再編して、平成21年に発足し、農林センター（作物部、園芸部、環境部、森林技術センター（森林部）、丹後農業研究所（丹後特産部）、茶業研究所（宇治茶部））、生物資源研究センター、畜産センター、海洋センターの4部門からなっている。

農林水産業の振興と健康で豊かな府民生活の実現に資するため、京都府の農林水産施策の推進を技術面から支え、①食の安全性・信頼性確保と健康に良い食の供給を支える研究、②収益性の高い農林漁業経営を支える研究、③豊かな地域環境を守るための研究を3つの柱とし、その成果の迅速な普及と農林水産業を支える担い手の育成支援を推進することを組織ミッションとしている。

【表2.2.2の3】 農林水産技術センターの収入金額の推移

(単位：千円)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
使用料及び手数料	17,069	8.8%	20,926	12.2%	24,864	14.0%	24,258	11.6%	23,907	11.4%	111,024	11.5%
国庫支出金	35,900	18.6%	9,600	5.6%	809	0.4%	5,063	2.4%	10,392	4.9%	61,764	6.4%
生産物売払収入	83,889	43.4%	93,400	54.5%	96,889	54.4%	105,269	50.3%	119,985	57.1%	499,432	51.9%
研究受託	27,178	14.0%	17,567	10.3%	28,402	16.0%	45,411	21.7%	27,030	12.8%	145,588	15.1%
試験・調査受託	29,321	15.2%	29,602	17.3%	26,931	15.1%	29,186	14.0%	28,983	13.8%	144,023	15.0%
経由等事務受託	100	0.0%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.0%	100	0.0%	500	0.1%
収入計	193,457		171,195		177,995		209,287		210,397		962,331	

研究受託は、直近5年間で農林水産技術センターの収入の約15%を構成している。

### ③研究受託（競争的資金）の獲得

農林水産技術センターの直近5年の研究予算額の推移は以下のとおりである。

【表2.2.2の4】 農林水産技術センターの研究予算額の推移

年度	試験研究 課題数	予算額 (千円)	うち受託試験金額				うち京都府 予算額 <sup>注)</sup>
			研究受託		試験・調査受託		
			件数	予算額(千円)	件数	予算額(千円)	予算額(千円)
平成23年度	111	137,065	16	27,178	13	29,321	80,566
平成24年度	99	134,374	13	17,567	16	29,603	87,204
平成25年度	97	135,142	15	28,402	16	26,931	79,809
平成26年度	88	134,158	14	45,411	16	29,186	59,561
平成27年度	81	132,897	13	27,030	15	28,983	76,884

注)競争的資金(中核研究機関)や国庫補助金、団体からの寄付金、府単費を含む。

予算額は概ね1億35百万円前後で推移しているが、全体としては微減の傾向にある。また競争的資金の獲得は「研究を京都府単独予算で実行する場合よりも予算規模が大きくなり、より充実した研究を行うことができる」(担当課)とのことである。

【表2.2.2の5】 研究受託と京都府予算の1件当たり研究費

(単位:千円)

	研究受託	京都府予算
平成23年度	1,699	983
平成24年度	1,351	1,246
平成25年度	1,893	1,209
平成26年度	3,244	1,027
平成27年度	2,079	1,451

直近5年間の1件当たりの研究費を見てみると、研究受託が京都府予算を各年度とも上回っており、競争的資金の獲得による研究費の充実度が分かる。今後、京都府でも人口減少に伴い自主財源が減少してくことが予想されるが、そうなれば今まで以上に研究資金として競争的資金が重要になってくる。

【表2.2.2の6】 平成27年度研究受託（競争的資金）事業内容

(単位：千円)

NO.	部門	研究課題または事業名	研究総括機関	共同機関名	受託金額
1	環境部	難防除微小害虫の色に対する視覚反応の解明と反応特性を利用した防除技術の確立	独立行政法人農研機構中央農業研究センター	東北大学、独立行政法人農研機構野菜茶業研究所、徳島県立農林総合技術支援センター、他	1,300
2	生資C	高機能バイオ肥料を利用した水稻の増収減肥栽培技術の実用化	国立大学法人東京農工大学	(独)農研機構中央農業総合研究センター 福島県農業総合センター、他	3,925
3	作物部	高品質・高付加価値農産物の生産・供給技術の確立	京都府農林水産技術センター	—	300
4	作物部	大規模水田営農を支える省力・低コスト技術の確立	京都府農林水産技術センター	—	300
5	作物部	豆類振興事業（丹波大納言の機械化体系栽培における大粒安定多収栽培技術の確立）	京都府農林水産技術センター	京菓子協同組合、北海道十勝農試、千葉大学、他	698
6	生資C	九条ネギ産地における黒腐菌核病の生物防除	独立行政法人農研機構中央農業研究センター	独立行政法人農研機構野菜茶業研究所、出光興産、他	1,700
7	宇治茶部	被覆茶需要に応える簡易な樹体診断法と効率的被覆作業による高品位安定生産体系の確立	独立行政法人農研機構野菜茶業研究所	静岡茶研、三重農研、他	7,117
8	宇治茶部	実需者の求める、色・香味・機能性成分に優れた茶品種とその栽培・加工技術の開発	独立行政法人農研機構 枕崎茶業研究拠点・金谷茶業研究拠点	宮崎県、埼玉県、静岡県、滋賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、三重県、奈良県の各茶業研究所、他	1,050
9	森林部	クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	茨城県農業総合センター、岐阜県中山間農業研究所 山口県農林総合技術センター、他	900
10	森林部	高級菌根性きのこ栽培技術の開発 (人工形成したシロからのマツタケ発生技術の開発)	独立行政法人森林総合研究所	信州大学、静岡大学、他	2,415
11	畜産C	飼料用米の給与による畜産物の差別化技術及び家畜の健全性向上技術の開発	独立行政法人農研機構畜産草地研究所	米沢栄養大学 名古屋大学、他	2,500
12	海洋C	定置網漁業における生産基盤強化システムの開発	独立行政法人水産総合研究センター	—	1,500
13	海洋C	セミスマートな二枚貝養殖技術の開発と応用	独立行政法人水産総合研究センター	東北大学、長崎大学、兵庫県、山口県、大分県、熊本県、佐世保市、長崎市、他	3,325
計					27,030

表の部門は農林水産技術センター内の部門名である。

競争的資金の獲得にはコンソーシアムを結成させることが多く、その中心となる研究総括機関の多くは独立行政法人となっている。また研究課題には茶、九条ネギ、クリ等の京都府の特産品が見られ、京都府として必要な研究課題について取り組んでいることが分かる。

【表2.2.2の7】 平成 27 年度競争的資金応募不採択事業

NO.	部門	研究課題または事業名	研究総括機関	共同機関名
1	丹後環境部	生産コスト削減に向けた有機質資材活用技術の開発	立命館大学	ヤンマー株式会社 株式会社アグリドック
2	園芸部	植物共生微生物“メチロトロフ”の機能を活用した肥料に頼らない作物増収技術の開発による植物生長促進機能の高度活用技術開発	国立大学法人 京都大学	岡山大学 白鶴酒造株式会社
3	海洋C	産業として成り立つ大規模国産海藻（褐藻類）養殖技術と褐藻類資源の完全利用技術の開発	国立大学法人 京都大学	摂南大学

不採択になった場合でも、京都府の予算で研究は継続される。

#### ④競争的資金の採択率

競争的資金の採択率について検討する上で、全ての競争的資金の採択率を入手することはできないため、農林水産省が実施している競争的資金である農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（以下「農水科研推進事業」という。）を対象とした。

【表2.2.2の8】 農水科研推進事業予算額の推移（平成 27 年に実施しているものに限る）

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	4,576	5,217	5,238

出典：内閣府ホームページ

京都府の平成 27 年度研究受託（競争的資金）事業の中で農水科研推進事業は、【表 2.2.2 の 6】のうち、No.2、7、8、9 が該当し、不採択事業では【表 2.2.2 の 7】のうち、No.2、3 が該当する。

【表2.2.2の9】 農水科研推進事業の新規課題の採択率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
応募数	570	467	386
採択課題数	87	63	72
採択率	15.3%	13.5%	18.7%

出典：農林水産省ホームページ

【表2.2.2の10】 京都府の農水科研推進事業の新規採択率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
応募数	9	5	3
採択課題数	1	2	1
採択率	11.1%	40.0%	33.3%

平成 27 年度における新規採択はNo.7「被覆茶需要に応える簡易な樹体診断法と効率的被覆作業による高品位安定生産体系の確立」のみである。

No.2 は平成 26 年からの 3 年間、No.8 は平成 26 年からの 5 年間、No.9 は平成 25 年からの 3 年間で研究期間となっており、継続受託となっている。

全国と比較し京都府の採択率は高いように思えるが、応募数自体が決して多くはないので、一概には高いと言えない状況にある。いずれにしても競争は激しく、競争的資金の獲得は狭き門である。

## ⑤競争的資金獲得の手続き

### i 研究テーマの決定（事前評価）

京都府では新規研究課題の選定に当たっては、事前評価が実施される。事前評価は京都府内での内部評価会と外部有識者による評議委員会がある。あくまでも京都府としてやるべき研究課題であるか否かが選定においての

最重要事項であり、競争的資金が獲得できるかどうかは二の次となっている。したがって、競争的資金の獲得の有無によって事前評価の方法が異なることはない。

ただし、研究課題の実施については、企業や大学等との産学公連携を積極的に図り、共同研究等により競争的資金の獲得に努めるよう留意することとされている。

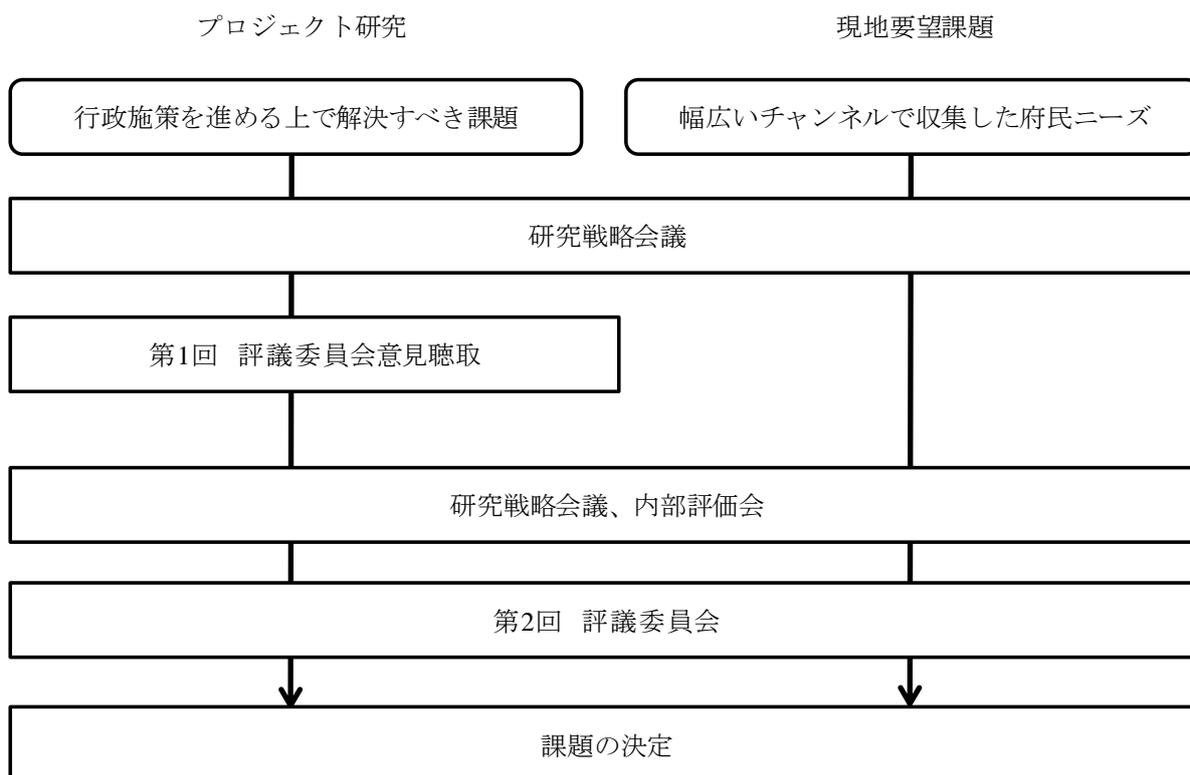
新規研究課題の選定については、大きく二つに分けられ、「プロジェクト研究」と「現地要望課題」に分けて選定が行われる。

プロジェクト研究は農林水産業や農林水産研究の現状を踏まえ、課題が農林水産技術センターの総合力を発揮し解決するため設定される。また現地要望課題は生産現場・普及組織・行政組織・関係団体・消費者等からのニーズに基づき、緊急性の高い課題を研究課題として設定される。

新規研究課題の選定において、プロジェクト研究では、研究機関、本庁各課等が協議し5から10年後のあるべき姿への課題が抽出され、プロジェクト素案が作成される。現地要望課題では、収集された課題から、必要性、新規性、実現可能性の観点から、各部門において評価が行われる。

その後、社会情勢への対応、研究方針、行政施策との整合性の面から、農林水産部長、副部長、技監、本庁各課、研究機関等により研究戦略会議や内部評価会で絞り込みが行われ、次に、外部有識者による評議委員会により高い専門性と府民目線により研究課題がチェックされ、研究課題が決定される。

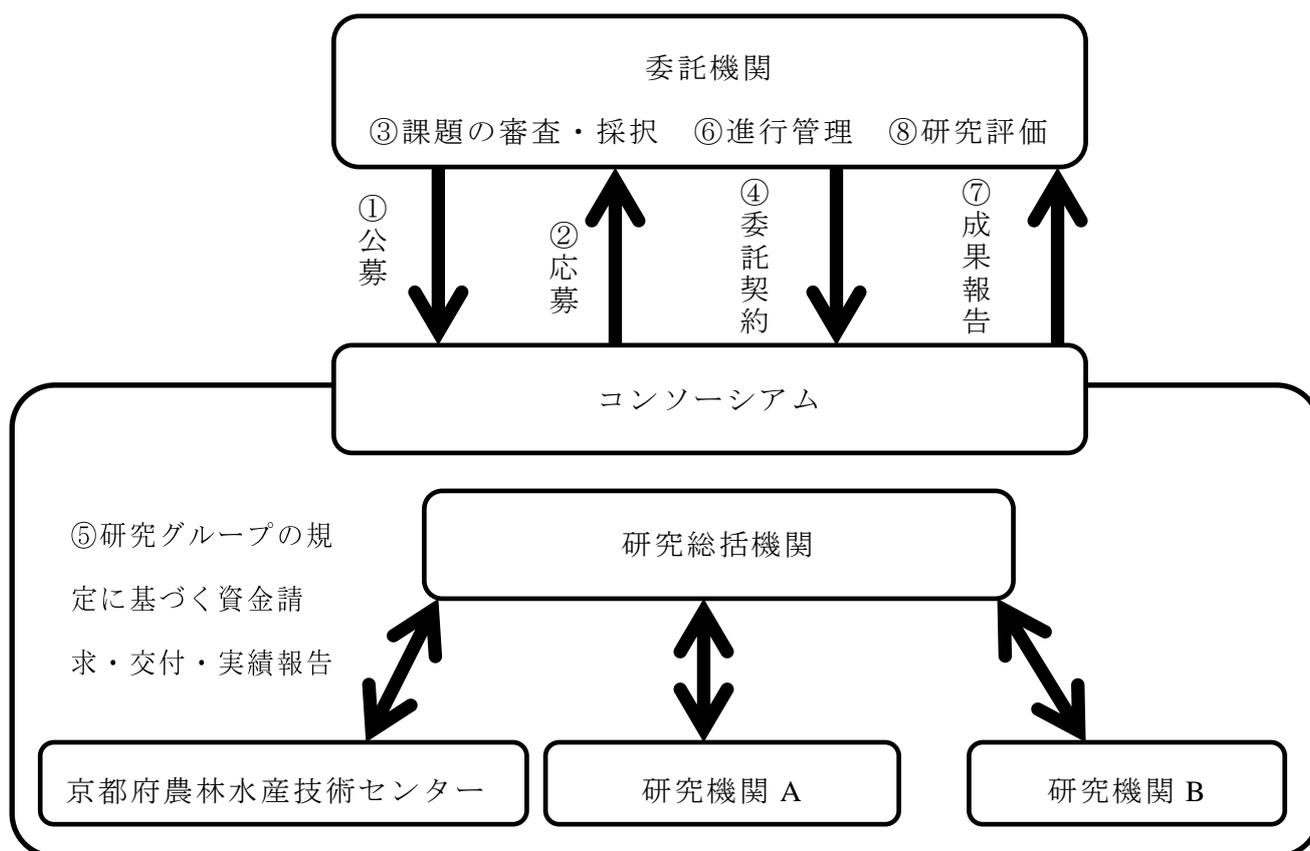
【図 2.2.2 の 1】 新規課題選定の流れのイメージ図



## ii 競争的資金への応募

競争的資金へ応募する場合、通常は共同研究グループ、すなわちコンソーシアムを形成することになる。コンソーシアムは必ずしも形成しなければならないわけではないが、実質的にコンソーシアムを形成することにより大規模、長期的な研究課題に対応可能となることから、競争的資金獲得に有利になる。また競争的資金の課題によっては単独の研究機関での応募を認めていない課題もある。

【図 2.2.2 の 2】 コンソーシアムによる契約のイメージ図



### iii 終了課題の評価（事後評価）

研究結果はコンソーシアムを通じて委託機関に提出され、委託機関による評価も実施されるが、京都府としても京都府予算によって行われた研究と同様に事後評価が実施される。事後評価では、まず京都府内の内部評価会が実施され、その後、外部有識者による評議委員会が行われる。京都府として解決すべき課題としての研究であるため、競争的資金か京都府の予算かによって事後評価の方法が変わることはない。

内部評価会について、京都府農林水産技術センター研究課題評価調書が作成され、提出される。その様式は以下のとおりである。

【図 2.2.2 の 3】 京都府農林水産技術センター研究課題評価調書の様式

I 概要					
課題名					
重点分野					
研究機関（部）		従事職員数			
研究実施期間		研究費		財源	
共同研究機関					
要望元（名称）					
普及対象・受益者等					
背景と目的					
研究概要	既存知見				
	研究内容				
期待される研究成果					
II 評価コメント（この欄は評価者が記載する）					
III 現在の状況					
1 情勢変化に対する対応（評価：普及・行政機関）					
2 研究の成果及び達成状況（評価：研究機関）					
細目課題	研究手法		達成状況		
	達成目標 (数値目標)		研究期間	達成度	
IV 参考					
1 研究内容、成果等の広報・発表・普及のための活動実績等					
区分	発行年月日	タイトル、会議・著書・資料等の名称、発表者			

また内部評価会においては以下の各項目につき、S・A・B・Cの4段階で評価される。

- ・ 達成度…課題解決に貢献できる研究成果であったか、また、研究としての意義があったか。
- ・ 普及性…普及できる可能性が高い研究成果であったか。
- ・ 発展性…研究成果は、他の研究等に使えるか。次の研究段階に結びつくか。

- ・ 経済性…投入した研究資源の効率性及び妥当性等の費用対効果はどうか。
- ・ 総合評価

経済性については、その研究成果が投入した研究資源以上の経済効果を将来的に生み出すかどうか判断基準となる。具体的には、調書及び附属図表、評価会での質疑をもとに、「研究資源」（研究費＋人件費（平均給与×人数×年数））と「期待される効果」（売上増加額、回避可能な損害額、経費削減額、労働時間短縮額（短縮時間×京都府最低賃金）等）を比較し評価されるとのことである。

#### ⑥競争的資金の獲得のための方策

農林水産技術センターが実施する研究において競争的資金は、重要な財源であり、競争的資金の獲得が研究成果をあげやすい環境整備に大いに貢献している。また人口減少にともない京都府の自主財源が減少していくことが予測される中で、競争的資金の獲得はますます重要な課題となるだろう。そこでより多くの競争的資金を獲得する方策について質問したところ以下の回答があった。

（これまで）

農林水産技術センターでは競争的資金の獲得を視野に入れ、提案公募型のFS（フィジビリティ・スタディ）研究による新たな研究開発の可能性発掘や分野横断によるプロジェクト型研究で商品化等につながる研究シーズの蓄積を行っている。

また、企業・大学等への研究シーズの提案・マッチングや国や公立研究機関との研究交流等により、競争的資金の獲得につながる共同研究体制の構築を積極的に実施してきた。

FS 研究とは、本格的な研究に入る前に予備的な調査・研究を行い、将来の本格的な研究による技術開発の可能性を検討・確認するものである。

（今後）

これまでの取組に加え、府内の大学、企業等を中心に、各分野の研究者、

専門家が分野横断でイノベーション創出につながる研究戦略を検討する場（プラットフォーム）を創設するとともに、その活動の中で、重要な研究テーマの抽出と共同研究体制（研究コンソーシアム）の形成を促し、競争的資金の獲得につながる仕組みづくりを行う予定（新規事業化予定）である。

新規事業化を実行し、競争的資金の獲得が期待される。

#### ⑦検討結果（京都府内での事後評価）

事後評価時に作成される京都府農林水産技術センター研究課題評価調書には従事職員数が記載されている。そこには1人/3年（うち研究員1人）のような形で記載されている。この従事職員数は各研究員及びその他職員の年間の全仕事時間のうち、当該研究課題に関わる割合を人数換算で表し、それに研究期間の年数をあわせて記載されているとのことである。

しかし、実際の作業に基づく作業時間の記録等は行っておらず、評価調書記載者の感覚での記載となっている。このような記載では経済性を評価したところで、有益な評価とはいえない。

#### (2) 試験・調査受託

平成27年度に受託した試験・調査受託の事業（16件）の詳細は以下のとおりである。

【表2.2.2の11】 試験・調査受託の事業詳細

受託事業件名、委託元、受託経緯	受託金額 (千円)
1.我が国周辺水域資源評価等推進委託事業 委託元：国立研究開発法人水産総合研究センター 受託経緯：国と委託契約を締結した国立研究開発法人水産総合研究センターを代表機関として、共同研究機関協定を結んで事業を実施している	10,191
2.農薬委託試験 委託元：一般社団法人日本植物防疫協会 受託経緯：一般社団法人日本植物防疫協会からの依頼による	10,060

3.農薬委託試験 委託元：一般社団法人日本植物防疫協会 受託経緯：一般社団法人日本植物防疫協会からの依頼による	508
4.農薬委託試験 委託元：一般社団法人日本植物防疫協会 受託経緯：一般社団法人日本植物防疫協会からの依頼による	173
5.農薬残留対策総合調査委託業務後作物残留に係る調査 委託元：一般財団法人材料科学技術振興財団 受託経緯：国（環境省）と都道府県とで協議し策定された委託業務仕様書に基づき、環境省が事業実施団体を公募。落札業者から実態調査に係る部分のみ再委託を受けて実施している	1,500
6.除草剤・生育調節剤の適用性の判定及び使用法の確立 委託元：公益財団法人日本植物調節剤研究協会 受託経緯：公益財団法人日本植物調節剤研究協会からの誘引による	2,743
7.肥料試験：京都府特産酒米の増収へ向けた施肥法確立試験、祝の施肥法確立試験 委託元：全国農業協同組合京都府本部 受託経緯：全国農業協同組合京都府本部からの誘引による	100
8.肥料試験 委託元：全国農業協同組合京都府本部 受託経緯：全国農業協同組合京都府本部からの誘引による	1,728
9.肥料試験：低燐カリ化成の適用法確立試験 委託元：全国農業協同組合京都府本部 受託経緯：全国農業協同組合京都府本部からの誘引による	200
10.肥料試験：豆類専用（莢華）利用法確立試験 委託元：全国農業協同組合京都府本部 受託経緯：全国農業協同組合京都府本部からの誘引による	100
11.肥料試験 委託元：電気化学工業株式会社 受託経緯：電気化学工業株式会社からの誘引による	300
12.平成27年度委託試験 委託元：一般財団法人肥料経済研究所 受託経緯：契約書の提出、財団より試験の依頼、契約、実績報告により、受託試験を実施している	324
13.土壌センサー搭載型可変施肥田植機の実証試験におけるほ場調査 委託元：井関農機株式会社 受託経緯：井関農機株式会社からの誘引による	156

14.育成系統評価試験 委託元：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 受託経緯：国により試験地が指定される系統適応性検定試験である	50
15.平成 27 年度有害生物出現情報収集・解析及び情報提供委託事業 委託元：一般社団法人漁業情報サービスセンター 受託経緯：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構と委託契約を締結した一般社団法人漁業情報サービスセンターから受託して事業を実施している	850
流通・ブランド戦略課 計	28,983
16.植物防疫推進事業（農薬現地適応性試験展示圃調査） 委託元：京都府植物防疫推進協議会 受託経緯：京都府植物防疫推進協議会委託試験等事業運営要領による	180
農産課 計	180
平成 27 年度 計	29,163

平成 27 年度の受託事業 16 件のうち金額が大きな【表 2.2.2 の 11】 No.1 我が国周辺水域資源評価等推進委託事業、No.2,3,4 農薬委託試験を個別に検討を行った。

①我が国周辺水域資源評価等推進委託事業（【表 2.2.2 の 11】 のNo.1）

水産庁からの委託により「我が国周辺水域資源評価等推進委託事業」共同実施機関（代表機関は国立研究開発法人水産総合研究センター）が事業を行っている。京都府はこの共同実施機関の構成員である。この共同実施機関には海に面している都道府県（地方独立行政法人を含む）は全て参加している（【表 2.2.2 の 12】 参照）。また水産庁からの委託ということもあり、実質的に京都府はこの事業を実施せざるを得ないであろう。

【表2.2.2の12】 共同実施機関名簿

	構成員		構成員
1	国立研究開発法人 水産総合研究センター	23	和歌山県
2	地方独立行政法人 北海道立総合研究機関	24	鳥取県水産試験場
3	地方独立行政法人 青森県産業技術センター	25	島根県
4	岩手県水産技術センター	26	岡山県農林水産総合センター
5	宮城県水産技術総合センター	27	広島県
6	秋田県農林水産技術センター	28	山口県
7	山形県	29	徳島県
8	福島県	30	香川県水産試験場
9	茨城県	31	愛媛県
10	千葉県	32	高知県
11	東京都島しょ農林水産総合センター	33	福岡県
12	神奈川県水産技術センター	34	佐賀県玄海水産振興センター
13	新潟県	35	長崎県
14	富山県	36	熊本県
15	石川県	37	大分県農林水産研究指導センター
16	福井県	38	宮崎県水産試験場
17	静岡県水産技術研究所	39	鹿児島県水産技術開発センター
18	愛知県	40	沖縄県水産海洋技術センター
19	三重県	41	国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科
20	京都府農林水産技術センター	42	国立大学法人東京大学 大気海洋研究所
21	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所	43	一般社団法人漁業情報サービスセンター
22	兵庫県立農林水産技術総合センター		

事業の内容としては、水産物の安定供給の確保を図るために、TAC 対象

魚種等、我が国周辺水域の主要魚種の資源調査・評価を実施し、資源管理施策を推進するために必要な科学的情報の収集及び提供を行うことである。

なお、TACとは漁獲可能量のことであり、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行う制度である。

京都府の調査対象魚種は、マアジ、マサバ、ゴマサバ、マイワシ、カタチイワシ、ウルメイワシ、サワラ、ズワイガニ、スルメイカ、ニギス、ブリ、ハタハタ、ヒラメ、アカガレイ、ホッコクアカエビ、ヤリイカ、ケンサキイカ、マダイ、タチウオ、ウマヅラハギ、トラフグである。

#### i.受託事業事務の流れ

##### (ア)受託前

国立研究開発法人水産総合研究センターから事業計画の提案が届くので、承認の議案回答書を送る（平成27年3月）。

##### (イ)受託決定時

- ・水産庁長官との契約に基づく我が国周辺水域資源評価等推進委託事業を連携共同連帯して実施することを目的とする協定書を締結する（事業期間が5年であり、今回の協定書は平成23年2月に締結している）。
- ・委託元である水産庁と代表機関である国立研究開発法人水産総合研究センターとの契約書の写しが届く（平成27年4月）。

##### (ウ)調査終了後

魚種ごとに代表機関である国立研究開発法人水産総合研究センターへ報告を行い、年間の実績報告書を提出している（平成28年3月）。

その実績報告書には、事業の実施状況（調査項目及び調査対象、事業実施期間、担当者、事業の成果等）、収支精算（収入の部、支出の部）、物品購入実績が記載されている。

## ii. 検討結果

### (ア) 受託金額

委託契約書により、支払を受ける受託金額は、受託事業に要した経費の実支出額と水産庁が定めた限度額のいずれか低い額となっている。

実際の受託金額については、前年度の事業計画協議において、京都府側が前年実績を基に必要な経費を積み上げて申請し、交付決定を受けている。ただし、その経費の中には京都府職員の人件費が計上されていない。

### (イ) 人件費

実績報告書に記載されている支出には、上記(ア)同様、京都府職員の人件費が計上されていない。京都府から外部へ再委託しているわけではないので、必ず人件費が発生しているはずであり、積算の上、人件費を委託元へ請求すべきである。

### (ウ) 減価償却

調査に使用している船舶（京都府海洋調査船 平安丸）や車両の減価償却費が計上されていない。

減価償却費とは、事業等の業務に用いられる資産をその取得した年度に全額費用とするのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して費用としていくものである。なお、使用可能期間は、便宜上、法人税法で定められている耐用年数を用いることが多い。耐用年数は、素材や総重量、使用方法により異なる。

なお、平安丸の耐用年数は14年と考えられ、平安丸は平成9年12月に竣工しているから、もし仮に減価償却を行っていたら、今回の包括外部監査の対象である平成27年度までに減価償却が終わっている。

また、旅費やガソリン代、消耗品の購入等の実費で水産庁が定めた限度額を超えているため、これ以上の支出を計上したところで委託契約書により、受託料が増加するものでもない。

そのため実績報告書の支出には職員の人件費や減価償却費を記載していないということであれば理解できる。しかし、実態の費用総額を把握していないということは、コスト管理の面からは疑問を感じる。

## ②農薬委託試験（【2.2.2 の 11】のNo.2、3、4）

一般社団法人日本植物防疫協会（以下「日植防」という。）からの委託により事業を行っている。

農薬は、その安全性の確保を図るため、「農薬取締法」に基づき厳しく規制されている。そのため、国（農林水産省）に登録された農薬だけが製造、輸入及び販売できるという仕組みとなっている。農薬の登録にはその農薬の品質や安全性を確認するための資料として病虫害等への効果、作物への害、人への毒性、作物への残留性等に関する様々な試験成績等を整える必要がある（農林水産省ホームページより）。

その登録をするために、まず、農薬会社等の民間企業から農薬の登録等に必要な試験や知見の依頼が日植防にされる。その中で九条ねぎ、茶等の京都府が主産地である農作物に関する試験が日植防から京都府に依頼される。

土壌の成分は場所によって変化するので、京都府で栽培育成している農作物については、京都府で受託することが京都府の農家のためになり、望ましいと考える。

農作物については農林水産技術センターの農林センター（亀岡市）で試験を行い、茶については茶業研究所（宇治市）で試験を行っている。

具体的な事業の内容としては、試験場内において栽培から農薬の施用、施用後の効果確認及び薬剤による障害(薬害)の発生の有無等を調査する。その調査結果を委託元へ提出し、併せて検討会等で報告を行うものである。

平成 27 年度に行った試験の対象作物は、だいず、あずき、いんげんまめ、ピーマン、かぶ、カリフラワー、ブロッコリー、トマト、キャベツ、みずな、ねぎ、キュウリ、だいこん、茶である。

## i. 受託事業事務の流れ

### (ア) 受託前

日植防から平成 27 年度日植防試験研究諾否一覧表が届くので、受託する試験対象作物を回答する（平成 27 年 3 月）。

### (イ) 受託決定時

日植防から試験研究薬剤一覧及び委託依頼金額等を示した契約誘引文書が届くので、契約を締結する（平成 27 年 4 月）。

### (ウ) 事業終了後

試験の種類ごとの成績検討会までに試験成績報告書(薬剤ごとの成績書)を提出する。平成 27 年度の成績検討会は、12 月 1 日と 2 日に大阪、12 月 17 日と 18 日に東京で開催されており、国立研究開発法人試験研究機関、都道府県試験研究機関、防除所、大学、都道府県植物防疫協会、農薬会社及び日本植物防疫協会等が集まり、試験成績の検討を行っている。

## ii. 検討結果

京都府が当該事業の収支管理のために作成している平成 27 年度日植防受託帳簿を確認した。この帳簿には収入と支出の明細が記載されている。

### (ア) 受託金額

京都府側に受託金額の積算に関する規定（算定方法）がないため、比較検討する指標がなく、委託元が提示してきた金額での受託となっている。

### (イ) 人件費

平成 27 年度日植防受託帳簿には、京都府職員の人件費が計上されていない。京都府から外部へ再委託しているわけではないので、必ず人件費が発生しているはずであり、積算の上、人件費を委託元へ請求すべきである。

### (ウ)減価償却

平成 27 年度に購入した備品は備品購入費として全額支出に計上されている。現状の契約では先に受託金額が確定しているもの、制度上減価償却費が計上できないものがあるため支出に固定資産の減価償却費を配賦計上しても追加で委託元へ請求できるわけではないが、減価償却費を計上し適正なコスト管理を実施すべきである。

### (3) 経由等事務受託

平成 27 年度に受託した経由等事務受託の事業（11 件）の詳細は以下のとおりである。

【表2.2.2の13】 経由等事務受託の事業詳細

1.平成 27 年度都道府県調査委託事業		
委 託 元：株式会社日本政策金融公庫		
事 業 内 容：補助金交付状況調査及び各資金需要見込額調査		
受託の効果：公庫業務の適正かつ円滑な運営が図られる		
根拠法令等：公庫農林水産事業本部調査委嘱規則（農林）		
契 約 期 間：1 年		
開 始 年 度：不明		
直近 3 年の受託金額（単位：千円）		
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
180	217	190
2. 平成 27 年度（第 61 回）京都府蔬菜原種審査会ほ場設置及び栽培管理		
委 託 元：京都府種苗協会		
事 業 内 容：審査会に出品される蔬菜の圃場設置及び栽培管理		
受託の効果：京野菜の生産振興に貢献		
根拠法令等：平成 27 年度（第 61 回）京都府蔬菜原種審査会圃場設置及び栽培管理について委託申請		
契 約 期 間：1 年		
開 始 年 度：不明		
直近 3 年の受託金額（単位：千円）		
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
100	100	100

### 3.畜産振興補助事業補助業務

委託元：地方競馬全国協会

事業内容：事業主体の指導監督、提出書類の確認・送付、情報提供

受託の効果：円滑な事業の実施

根拠法令等：競馬法第23条の36第1項第9号

契約期間：1年

開始年度：不明

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
105	105	130

### 4.機構のリース推進事業に係る都道府県委託事業

委託元：一般財団法人畜産環境整備機構

事業内容：事業主体の指導監督、提出書類の確認・送付、情報提供、会議への出席

受託の効果：円滑な事業の実施

根拠法令等：機構のリース事業推進に係る都道府県委託事業要領

契約期間：1年

開始年度：不明

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
142	102	102

### 5.畜産業振興事業に係る補助業務

委託元：独立行政法人農畜産業振興機構

事業内容：事業主体の指導監督、提出書類の確認・送付、情報提供、会議への出席

受託の効果：円滑な事業の実施

根拠法令等：独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1項第2号

契約期間：1年

開始年度：不明

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,263	1,281	1,281

### 6.肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務

委託元：独立行政法人農畜産業振興機構

事業内容：助言、指導及び連絡調整、会議出席、通知文の受理及び送付

受託の効果：円滑な事業の実施

根拠法令等：肉用子牛生産安定等特別措置法第3条第1項

契約期間：1年

開始年度：不明

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
607	645	634

7.加工原料乳生産者補給交付金交付業務

委託元：独立行政法人農畜産業振興機構

事業内容：指導監督、書類の送付、数量認定通知書の交付

受託の効果：円滑な事業の実施

根拠法令等：独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第 253 条第 1 項第 6 号及び第 3 項

契約期間：1 年

開始年度：不明

直近 3 年の受託金額（単位：千円）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
442	443	446

8.平成 27 年度資源管理体制高度化推進事業資源管理計画調査業務

委託元：京都府資源管理協議会

事業内容：資源管理対象魚種の生態調査、環境調査、TAC 集計等

受託の効果：適切な資源管理の実施

根拠法令等：京都府資源管理指針（京都府資源管理協議会）

京都府資源管理協議会規約（京都府資源管理協議会）

平成 27 年度資源管理体制高度化推進事業資源管理計画調査業務特別仕様書

契約期間：1 年

開始年度：平成 24 年度

直近 3 年の受託金額（単位：千円）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,311	4,416	4,316

9.都道府県調査委託事業

委託元：株式会社日本政策金融公庫

事業内容：公庫資金の貸付対象事業に係る調査及び資金需要動向等の調査

受託の効果：資金調達による漁業経営の安定化

根拠法令等：公庫農林水産事業本部調査委嘱規則（農林）

契約期間：1 年

開始年度：不明

直近 3 年の受託金額（単位：千円）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
200	200	200

10.地方公共団体金融機構資金貸付事務委託

委託元：地方公共団体金融機構

事業内容：貸付資金の使途調査、貸付申込事務

受託の効果：事業体の経営状況等の把握で、京都府施策の方向付けにつながる

根拠法令等：地方公共団体金融機構業務依頼要綱

契約期間：1年

開始年度：平成20年度

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
348	335	329

11.(独)農林漁業信用基金調査等委嘱費

委託元：独立行政法人農林漁業信用基金

事業内容：林業等の動向調査、貸付残高調べ

受託の効果：融資の活性化により、政策の構築に寄与

根拠法令等：独立行政法人農林漁業信用基金調査等委嘱要綱

契約期間：1年

開始年度：平成20年度

直近3年の受託金額（単位：千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
27	28	28

平成27年度の受託事業11件のうち【表2.2.2の13】No.3畜産振興補助事業補助業務、No.8平成27年度資源管理体制高度化推進事業資源管理計画調査業務の2件を抽出し個別に検討を行った。

①畜産振興補助事業補助業務（【表2.2.2の13】のNo.3）

委託元である地方競馬全国協会と京都府内畜産農家の経営、技術的な支援及び京都府内産家畜畜産物の価格安定等畜産振興を目的とする事業を実施している公益社団法人京都府畜産振興協会（以下「畜産協会」という。）との間で、経由事務を行っている。

具体的な事業の内容としては、畜産協会から提出された補助事業に係る選定申請書、実績報告書等についてチェックを行い、地方競馬全国協会へ提出することである。

## i. 受託事業事務の流れ

### (ア) 受託決定時

地方競馬全国協会から受託承認確認照会が届くので、契約を締結する(平成 27 年 4 月)。

### (イ) 事業終了後

地方競馬全国協会へ精算報告書を提出する(平成 28 年 4 月)。その精算報告書には受託事業に要した経費が区分ごと(賃金、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)に合計金額で記載されている。

## ii. 検討結果

### (ア) 受託の根拠

受託の根拠として示された競馬法第 23 条の 36 第 1 項第 9 号には次のように記載されている。

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

…

九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

…

(注 1) 協会とは、第二十三条の十一により、地方競馬全国協会のことを指している。

(注 2) 第二十三条の十に掲げる目的とは、「地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。」である。

上記は、地方競馬全国協会の業務内容であり、京都府が事業を受託する根拠ではない。

#### (イ)最初に受託した年

京都府からは「記録が残っていない」との回答を得た。かなりの長期間にわたって受託していると推察される。また、ここ数年の京都府の業務内容は畜産協会の書類チェックのみである。当初は畜産協会が書類作成に慣れていないために京都府が書類の確認をしていたかもしれないが、現在まで引き続き京都府が間に入る必要があるのか疑問である。毎年同じ内容の書類作成であれば、京都府を経由せず、地方競馬全国協会と畜産協会が直接やり取りをすれば良いのではないか。受託が法令等による義務的なものでなく、京都府として関与することで行政施策上のメリットが無ければ、受託について再検討すべきだろう。

#### (ウ)受託金額

京都府側に受託料の積算に関する規定（算定方法）がないため、比較検討する指標がなく、委託元が提示してきた金額での受託となっている。

#### (エ)人件費

地方競馬全国協会へ提出している精算報告書には、京都府職員の人件費が計上されていない。京都府から外部へ再委託しているわけではないので、必ず人件費が発生しているはずであり、積算の上、人件費を委託元へ請求すべきである。

#### (オ)起案

起案（京都府文書規程第 16 条別記第 9 号様式）に記載されている保存年限に誤りが見られた。これら書類の保存年数は「京都府文書の保管、保存等に関する規程 別表」により 10 年とされている。保存年数 10 年の記載

は正しいが、保存年限として平成〇〇年までの記載が誤っていた。

②平成 27 年度資源管理体制高度化推進事業資源管理計画調査業務（【表 2.2.2 の 13】のNo.8）

京都府資源管理協議会からの委託により京都府沖の水産資源の調査を行っている事業である。京都府資源管理協議会とは京都府が主体となり市町や漁業組合が参加している協議会である。所在地も京都府農林水産部水産課内となっている。受託事業ではあるが京都府が主体の団体であり、京都府の業務の一環とも考えられるため、実質的に京都府にはこの事業を実施せざるを得ないであろう。

具体的な業務の内容としては、定置網、底びき網及び釣・延縄で漁獲された魚種を集計・解析している。また、定置網定点観測調査（伊根町、舞鶴市、宮津市、京丹後市）により、水温、流向、流速を観測する等の業務を行っている。

これらは京都府資源管理指針に基づき実施されており、以下に京都府の状況や資源管理の基本的な考え方を記載する。

### < 漁業概観（漁場環境・資源来遊状況・漁業実態・生産量等） >

京都府の海岸線は 315km あり、海域環境は丹後半島北端の経ヶ岬を境にして、若狭湾に含まれる起伏に富んだリアス式海岸と、直接、日本海に面する岩礁及び砂浜域に大別される。

暖水（対馬暖流）と冷水（日本海固有水）の影響を受けるため、マグロやサワラ等の暖流系の魚ばかりでなく、ズワイガニやアカガレイ等の冷水系のものも漁獲される。沿岸では地形を生かし、定置網が多く営まれ、内湾域ではトリガイ、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われている。

総漁獲量は、平成 3 年には 65 千トンあったが、その後減少し、最近 5 年間（平成 20 年～24 年）の平均値は 12 千トンとなっている。平成 8 年頃まではマイワシが多獲されており、その漁獲量は平成 3 年には 50 千トンを超えていたが、平成 12 年以降は 100 トン未満で、それにより総漁獲量は著しく減少した。生産額は、平成 11 年までは 60 億円前後で推移していたが、その後は、45 億円前後で推移している。

### < 資源管理の実態 >

定置網漁業では、京都府マダイ資源管理計画（対象魚種：マダイ 1993 年京都府承認）に基づき、不合理な資源利用を改善し、資源の増大と漁獲量の向上を図るため、尾叉長 13cm 以下の小型マダイの再放流、魚捕部の目合拡大、種苗放流が継続して行われている。ヒラメについても、全長 25cm 以下の小型魚の再放流が漁業者の策定した資源管理計画で定められ、資源の維持が図られている。さらに、「京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画（平成 20 年 3 月 31 日公表）」により、マダイ、ヒラメ等の小型魚の保護等包括的に資源管理措置が実践されている。

一方、底びき網漁業（ここでは、手繰第一種である小型機船底びき網のことをいう。以下も同様）者の資源管理意識も高く、全国に先駆け保護礁の設置や小型魚を保護するための目合の拡大等に積極的に取り組み、平成 21 年からは、水ガニ（未成熟な雄ガニ）の全面禁漁の自主規制を行って

る。このほか、ズワイガニ、アカガレイについては国が策定した「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画（平成 14 年 9 月 6 日公表）」の対象種となっており、また、「京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画（沖合底びき網及び小型機船底びき網漁業）（平成 20 年 3 月 31 日公表）」に基づき保護礁の設置及び改良漁具の導入等の管理措置が既に実践されている。

#### <資源管理の方向性>

京都府では水産資源の持続的な利活用を水産業振興の重点方策として位置付け、資源の維持回復を図るべく、公的管理措置の徹底と併せ、漁業者の自主的な資源管理の取組を中心に、他の関連施策と一体となって、資源管理を推進するものとする。これまでに取り組んでいる、TAC、TAE 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものは本指針においては、自主的取組とみなし取り扱うものとする。

#### i. 受託事業事務の流れ

##### (ア) 受託決定時

京都府資源管理協議会との契約を締結する（平成 27 年 4 月）。

##### (イ) 事業終了後

京都府資源管理協議会へ業務完了報告書を提出する（平成 28 年 3 月）。その業務完了報告書には受託事業に要した経費が区分ごと（旅費、印刷製

本費、通信運搬費、消耗品費、賃金、役務費、燃料費、使用料及び賃借料)に合計金額で記載されている。

## ii. 検討結果

### (ア) 最初に受託した年

京都府資源管理協議会が平成 23 年に発会しており、その翌年から受託している。京都府資源管理協議会は京都府が主体の団体であり、京都府へ業務を委託するのは当然のことだろう。

### (イ) 受託金額

平成 28 年 3 月に京都府資源管理協議会へ提出している業務完了報告書には、精算額の請求も記載されている。しかし、平成 27 年 4 月締結の委託契約書には受託金額が記載されており、実態としては、京都府資源管理協議会が提示してきた金額での受託となっている。

### (ウ) 人件費

京都府が当該事業の収支管理のために作成している平成 27 年度水産振興事業費<経常>(受託)支出内訳を確認したが、京都府職員の人件費が計上されていない。京都府から外部へ再委託しているわけではないので、必ず人件費が発生しているはずであり、積算の上、人件費を委託元へ請求すべきである。

### (エ) 減価償却

調査に使用している船舶(京都府海洋調査船 平安丸)や車両の減価償却費が計上されていない。

当年度に船舶等を取得するための支出がなくとも、減価償却費を計上すべきではないか。現状の契約では先に受託金額が確定しているため、支出に固定資産の減価償却費を配賦計上しても追加で委託元へ請求できる訳で

はないが、減価償却費を計上し適正なコスト管理を実施すべきである。

(4) 市町村受託

直近3年間の実施内容は以下のとおりである。

【表2.2.2の14】 市町村受託の実施状況

(単位：千円)

件名		委託元	受託額
平成 25 年度			
①	国営附帯府営農地防災事業（巨椋池 2 期地区）と久御山町営田井・東一口道路改良事業の共同施行	久御山町	50,473
②	前川橋改修工事に伴う久御山町上下水道施設移転工事等	久御山町	3,447
③	府営基幹農道整備事業山城 2 期地区と木津川市上狛アクセス道路事業の共同施行	木津川市	29,966
合計			83,886
平成 26 年度			
③	府営基幹農道整備事業山城 2 期地区と木津川市上狛アクセス道路事業の共同施行	木津川市	12,210
平成 27 年度			
③	府営基幹農道整備事業山城 2 期地区と木津川市上狛アクセス道路事業の共同施行	木津川市	14,317

上表③の府営基幹農道整備事業山城 2 期地区と木津川市上狛アクセス道路事業の共同施行については、整備される農道が接続される木津川市の市道についても道幅の拡幅等の整備が実施されることとなったため、両工事を京都府と木津川市で別々に実施するより、共同施行として京都府が一括で整備する方が経済的及び効率的であると判断されたため、京都府が受託することになった。

京都府が受託した木津川市からの事業は以下のとおりである。

【表2.2.2の15】 当初協定時の受託額

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
工事費	29,000	28,974
事務費	966	531
合計	29,966	29,505

【表2.2.2の16】 最終受託額

(単位：千円)

	平成25年度	平成26、27年度※
工事費	29,313	25,996
事務費	653	531
合計	29,966	26,527

※平成 26 年度完成予定であったが、平成 27 年度に完成がずれ込んだため、協定金額につき、支払を平成 26 年度 12,210 千円と平成 27 年度 14,317 千円とに分けている。

京都府の受託額は工事費の実額に事務費を加えた額となっている。

上表の工事費は市道本体の工事費に本体工事の過程で付随する仮設等で府工事と共用する費用を道路延長等で比率按分した市道相当分費用を加えて算出している。

当初協定時から最終受託額における工事費が変更されているのは、設計変更等で、京都府から請負業者への支払額が変更になったためである。

事務費は京都府が受託することにより、かかるであろう設計や管理に要する人件費等を相当分として委託元に負担してもらうために設定されている。

その金額については、「公共事業における地方公共団体間における受託工事の事務費比率について（昭和 45 年 4 月 21 日 5 監第 195 号土木建築部長通知）」（以下「昭和 45 年土木建築部長通知」という。）に定められている、

公共補助事業所定率の3分の2をもとに、木津川市との交渉により決めているとのことである。

#### i. 検討結果

##### (ア) 契約書の記載誤り

木津川市との協定から、工事の発注、受託額の入金にいたる一連の手続きの書類を確認した。

工事の受注業者との間の変更契約書と京都府の内部書類である履行確認調書に記載されている変更契約の請負金額について、記載が異なっていた。契約書には減額とあるのに、履行確認調書では増額となっているのである。履行確認調書の増額が正しく、契約書が間違っているとのこと、他の契約書をそのまま転用し、変更し忘れたのが原因と考えられるとのことである。

##### (イ) 事務費比率の誤適用

木津川市との協定書には事務費について、昭和45年土木建築部長通知に従い工事費×5%（所定率）×3分の2以内と記載されていた。しかし昭和45年土木建築部長通知は工事費×5%（所定率）×3分の2以内ではなく、公共補助事業所定率の3分の2である。

また、建設交通部（旧土木建築部）において資料を確認すると、昭和45年土木建築部長通知が改正され、新たに「公共事業における地方公共団体間における受託工事の事務費比率について（平成23年1月6日3監第1号建設交通部長通知）」（以下「平成23年建設交通部長通知」という。）が出されており、平成22年4月1日以降に新たに協定を結ぶ事業に適用する旨が記載されている。同様の公共工事において事務費の計算が担当部署の違いによって異なるのは問題である。

## 2.2.3 結論

### (1) 指摘事項

#### ①起案の記載誤り

畜産課における経由等事務受託である畜産振興補助事業補助業務（前掲2.2.2(3)①）において、起案に保存年限の誤記が見られた。これらの書類の保存年数は10年であり、保存年数の起算日は翌会計年度からとなっている（「京都府文書の保管、保存等に関する規程 別表」、「京都府文書の保管、保存等に関する規程第6条第3項」）。

これらを踏まえた上での起案の記載誤りは以下のとおりである。

【表2.2.3の1】 起案の誤記

記載事項			正しい 保存年数
決裁日	件名	保存年数	
平26.4.3	平成25年度畜産振興補助事業補助業務委託費精算報告書の提出について	10年 (34年度まで)	10年 (36年度まで)
平26.4.9	平成26年度畜産振興補助事業補助業務の一部委託について	10年 (35年度まで)	10年 (36年度まで)
平27.3.26	平成26年度畜産振興補助事業補助業務委託費精算報告書の提出について	10年 (34年度まで)	10年 (36年度まで)

この起案には押印箇所が起案者、文書主任審査、浄書、校合、公印、畜産課長、副課長（2名）の合計8か所ある。今回誤記があった起案はいずれも起案者、文書主任審査、浄書が同一人物であるため、押印者は6名となっている。

確かに、起案の主目的はその決裁内容にあり保存年限にまで注意が及ばないのかもしれないが、記載箇所は漏れなく、注意深く確認するようにして頂きたい。

また、6名も関与していながら誤記に気が付かないということは、現状のシステムにも問題があるのではないだろうか。チェックリストを作成し注意喚起をする等のシステム面の改善をすべきである。

今回の件を放置すれば、規定されている保存年数よりも早期に書類が廃棄されてしまう可能性があり、せつかくの規程の趣旨がまっとうされない危険性がある。

なお、これはサンプル調査の結果、検出された事項であり、包括外部監査では全受託事業の確認は行っていないので、他の受託事業についても誤記がないか点検すべきである。

## ②事務費比率の適用誤り及び協定書の誤記

事務費については、木津川市と締結した協定書によると昭和 45 年土木建築部長通知に基づき「工事費×5%（所定率）×3分の2以内」としている。しかし昭和 45 年土木建築部長通知には「公共補助事業所定率の3分の2」と定められており、通知に従っていないことになる。また実質的にも平成 25 年度、平成 26、27 年度の事務費は公共補助事業所定率の3分の2にはなっていない。

また建設交通部（旧土木建築部）において資料を確認すると、昭和 45 年土木建築部長通知が改正され新たに平成 23 年建設交通部長通知が出されており、平成 22 年 4 月 1 日以降に新たに協定を結ぶ事業に適用する旨が記載されている。こちらを確認すると事務費については、「工事費×1/30（5%×2/3）」と定められている。これは公共補助事業所定率の3分の2と実質的な差異はないが、「府営基幹農道整備事業山城 2 期地区と木津川市上狛アクセス道路事業の共同施行」においては平成 25 年度から始まっている受託事業であり、新しい通知に従っている旨の記載がされるべきであった。

木津川市との協定については実質的にも形式的にも不備があり問題である。以後の受託事業については平成 23 年建設交通部長通知に従って協定を締結し、事務費を工事費×1/30（5%×2/3）とすべきである。

### ③請負業者との契約の記載誤り

工事の受注業者との間の変更契約書に誤りがあった。具体的には、平成27年8月24日付で変更契約書には529,200円の請負金額の減額と記載されているが、実際は、対応する京都府内部書類である履行確認調書に記載のとおり529,200円増額されていた。契約書は各種諸条件をまとめ、契約当事者間で合意を示す書類であり、後日のトラブルの際には、有力な証拠となるものである。当たり前のことではあるが、このような記載ミスがあってはならない書類である。

今後はこのようなミスが起きないようにチェック体制を再構築すべきである。

### ④受託金額の積算基準

試験・調査受託及び経由等事務受託の受託金額を積算するに当たって、京都府には積算に関する規定（算定基準）がなく、現状では委託元が提示してきた金額でそのまま受託されている。

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託金額の設定が恣意的にならないように、その事業の実態に即した受託金額の積算に関する規定を設けるべきである。

その上で、その規定に従って受託金額の積算を行い、積算額と委託元提示額との検討を行った上で受託すべきである。

委託元の提示額が積算金額を大きく下回るような場合には、受託料の値上げ要請を行う等の対応が必要である。また、当該受託事業に京都府として受託しなければならない法的根拠がない事業については、コスト比較をした上で京都府行政としてのメリット等がない場合には、受託しないという選択も検討すべきである。

### ⑤受託事業ごとのコスト管理

京都府においても民間企業と同様に経営資源の限界や制約があるため、

最小の支出で最大の効果を得られることが求められる。そのためにはコスト管理が重要となる。

また、上記④で指摘した受託金額の積算を行う上でも、実際に生じたコストを把握することは不可欠である。

研究受託については、競争的資金を得て実施していることから、受託事業ごとに人件費を除いた経費支出内容を報告する必要があるため、消耗品等一定のコスト管理は実施されているが、人件費は管理されていない。また、試験・調査受託や経由等事務受託については人件費はもとより経費に関してもコスト管理されていない案件も散見された。

各受託事業のコスト管理をする上で、人件費は他の支出に比して極めて大きな部分を占めるため、コスト管理において重要な要素となる。また固定資産も取得時に多額の支出をすることが多く、その管理が重要である。

#### i. 人件費

各受託事業の実績報告書や受託帳簿等を確認すると、臨時職員（アルバイト）の賃金、通勤手当、社会保険料は計上されているが、職員の人件費は配賦計上されていない。

現状の契約では先に受託金額が確定しているため、支出に職員の人件費を配賦しても追加で委託元へ請求できるわけではない。しかし、受託金額の積算を行う場合や継続受託時の金額交渉、受託事業ごとの成果とコストの対比検討を行うときには、人件費を含めた費用の総額での検討が必要であるが、現状では人件費が計上されていないため総費用との比較ができず、経済性の判断を誤るおそれがある。

各受託事業へ人件費を適正に配賦するためには、日々の業務内容を正確に管理する必要がある。そのためには各職員が業務日報を付け、どの受託事業にどの程度の時間を要したか、また、事務処理等の時間をどの程度要したのかを把握すべきである。

しかしながら現在は、農林水産部だけではなく、京都府の全庁で業務日報を付けていないと仄聞している。原則として全職員が業務日報を付け、

その分析を行うことは、受託事業についてのみでなく、京都府全体のコストカットや効率化に寄与するものとする。

なお、人件費の配賦については、平成 17 年度京都府包括外部監査報告書でも触れられており、当該報告書には、「人件費支出は他の支出より大きな部分を占めているのであるから、研究の費用対効果が問われている状況下において、十分に納得のいく説明責任を果たすためには、主観と恣意性が介入する余地を可能な限り排除する努力が改めて必要であると痛感する。さらに、早急に改善されることが望まれる問題であるため、その改善に向けた提案を行うこととする。」と記載されている。この報告書が提出されてから約 10 年が経過しているが、状況は変わっていない。

業務の時間管理を行い分析することはコストカットや効率化の観点から非常に重要であると考え、平成 17 年度京都府包括外部監査報告書にて提案されていた「日次作業時間報告書（タイムシート）」のイメージを参考として以下に再度記載しておく。

なお、多くの民間企業では業務日報が作成されており、市販のソフトウェアも充実しているため、そちらの方も参照し、実用化に当たっては、職員に過度の負担が掛からずに必要なデータを得られるよう工夫を加え、その事業の現状に即した方法により人件費を把握すべきである。

【図 2.2.3 の 1】 日次作業時間報告書（タイムシート）（イメージの例示）

業務の種類	業務の内容	○月					
		1日	2日	3日	4日	5日	…
課題研究	001-01-001 ○○○の研究	6.0	3.5	11.0	6.5		…
	002-02-003 △△△の検査		5.5			4.0	…
	…						…
	課題研究充当時間計①	6.0	9.0	11.0	6.5	4.0	…
その他業務	相談の対応	2.0				2.0	…
	定例会議出席				1.5		…
	自己研修（専門書購読）					2.0	…
	自己研修（外部研修会参加）						…
	…						…
	その他業務充当時間計②	2.0	0.0	0.0	1.5	4.0	…
	合計時間（③＝①＋②）	8.0	9.0	11.0	8.0	8.0	…
	残業時間（③－8.0）		1.0	3.0			…

相談の対応件数	2				1	…
…						…

また、地方公共団体も内部統制の整備・運用が求められるようになってきている現況下では、受託事業の管理面だけではなく、十分な説明責任を果たすための情報開示の観点からも、各職員の業務状況を明確にしておく必要がある。

## ii .固定資産の減価償却費

機械装置や備品等の固定資産を取得した際には、備品購入費として、取得した際に全額支出として計上されている。

しかし、取得した固定資産は、取得した年度だけでなく翌年度以降もその固定資産の使用期間にわたり受託事業に寄与するものである。したがって、固定資産の取得額はその固定資産が使用される期間に応じて減価償却費として配分されなければ、受託額の妥当性（受託事業の収支）の判断を誤ってしまう。現状の契約では先に受託金額が確定しているもの、制度上減価償却費が計上できないものがあるため、支出に固定資産の減価償却費を配賦計上しても追加で委託元へ請求できるわけではないが、減価償却費を計上し適正なコスト管理を実施すべきである。

## ⑥受託の根拠

経由等事務の受託根拠として京都府から提示された法令等は、委託元が京都府に対して委託をする根拠や委託元の業務内容の説明であり、京都府が受託する根拠ではないものが大半であった。

その事業について京都府が受託すべきことを法令等では定められていないにもかかわらず、受託することを京都府が選択したのであれば、その事業を受託する根拠として京都府にとっての効果を検討すべきである。

受託する理由として、「京都府が関与することで行政施策上メリットがあるため、断る理由が無い。そして、いずれの事業も最終的には京都府民が恩恵を受けている。」との説明を受けた。確かに京都府にとって負担となることでも京都府民に恩恵があるならば、京都府として実施すべき場合もある。その場合にも、少なくとも受託することによる費用対効果を測定すべきであり、仮に、費用対効果がない場合には、その事業によって京都府が恩恵を受けていることを客観的データを用いる等して、できるだけ明確にしておくべきである。

## ⑦受託継続の妥当性

経由等事務受託はいずれの受託事業も契約期間は1年であるが、多くの受託事業は次年度以降も継続しており、大半がいつから受託を始めたのか不明なほど長期間継続して受託している。

また、一度契約した受託事業については、更新時も委託元が提示してきた金額でそのまま受託されている。その理由として「長年受託してきたこれまでの事務量と比較し、受託内容がほぼ毎年同種のものであることにより金額は妥当なものと判断し受託している」との説明を受けた。

しかし、受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、その事業の実態に即した受託金額の積算に関する規定を設け、本当にその受託金額で妥当なのかを検討する必要がある。

さらに、その事業を受託した結果、本当に京都府民のためになっているのかを踏まえ、委託元とも十分に協議をした上で、継続して受託するかどうかを検討すべきである。

## 2.3 建設交通部

### 2.3.1 受託事業概要

#### (1)概要

建設交通部で受託する事業は、京都府が自ら行う工事に関連して、他の団体が管理する道路・橋梁や河川に関する工事を併せて施行することが経済的又は効率的と認められる場合に、京都府が一括して工事を行い、他団体に応分の負担を求めるものである。道路法と河川法において、それらの定めが置かれている。

#### <道路法>

第 23 条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

第 59 条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第 32 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可に附した条件に特別の定めがある場合並びに第 35 条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

#### <河川法>

第 19 条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

第 68 条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第 26 条第 1 項の許可

に付した条件に特別の定めがある場合並びに第 37 条の 2、第 58 条の 12、第 95 条及び第 99 条第 2 項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第 59 条、第 60 条第 2 項前段及び第 65 条の 2 第 1 項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

- 2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

事例としては道路工事と河川工事に関連して、府内市町村が管理する道路や橋梁の改修工事を行うことが多い。道路工事に関しては、京都府が道路管理者となっている府道と市道が交差する場合や、交差点の東側が府道で西側が市道である場合等、様々に絡み合っている。新しい高速道路に接続する一般道の新設工事や、渋滞解消のための道路拡幅工事等に際しては、府道だけでなく接続する道路も併せて工事を行った方が事業として有効である場合が多く、設計や交通規制も一体として行う方が経済的かつ効率的となる。こうした場合に、工事費は工事区間に応じた割合等、一定の割合を道路管理者である市町村等に負担してもらっている。

河川工事に関しては、京都府が河川管理者となっている河川の拡幅工事や護岸工事を行う際に、市町村が管理者となっている道路や橋梁の工事が必要となる状況において、従前どおりの機能のままの橋梁架替えは全て京都府の負担で工事を行うが、人道橋から車道橋への機能向上や、一車線の橋から二車線の橋に拡幅する場合等は、一定の割合を管理者である市町村に負担してもらっている。

#### ①負担割合

負担割合の算定基準となるものは、政府発出では「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和

43年8月1日都街発第31号・河治発第87号・道総発第240号)と「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について(建設省、都市局長、河川局長、道路局長通達)についての解説」(昭和43年8月都市局・河川局・道路局)があり(以下「三局長通達等」という。)、その要点は以下のとおりである。

- ・ 河川管理及び道路管理者の費用負担の割振りは、原則として巾員比、又は面積比により積算する。
- ・ 橋梁の改築に要する費用には、本工事費のほか、準備工、護岸工、旧橋撤去、附帯設備等の工事費、及び調査設計委託費等の間接費を含む。
- ・ 取付道路の改築に要する費用には、本工事費のほか、用地及び補償費、準備工、水防用道路の補償工事、附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。
- ・ 橋梁が質的に改良される場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその2分の1を負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。
- ・ 橋梁が質的に改良されない場合においては、橋梁の改築に要する費用は河川管理者が負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は道路管理者が負担する。
- ・ 質的改良がある場合、取付道路の改築に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれの2分の1を負担し、質的改良がない場合は、取付道路の改築に要する費用は河川管理者が負担する。ただし、取付道路の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

## ②事務費

京都府発出で平成23年1月6日に「公共事業における地方公共団体間における受託工事の事務費比率について」(以下「平成23年建設交通部長通知」という。)が昭和45年の土木建築部長通知を改正する趣旨で部内各課

に通達されており、平成 22 年 4 月 1 日以降に新たに協定を結ぶ公共事業については以下のように事務費をもらい受けることとされた。

【表2.3.1の1】 適用する事務費比率

委託する団体の公共補助事業及び単独事業を 京都府が受託する場合	工事費の 1/30 (3.33%)
委託する当該団体で測量・実施設計を行い、 工事のみ京都府が受託する場合	工事費の 1/40 (2.50%)

(2)受託事業実施状況

【表2.3.1の2】 収支状況 5 年推移

所属名		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(千円)	件数									
道路計画課	受託事業収入	138,653	11	41,350	5	29,630	5	167,760	8	38,765	3	
	支出	需用費	3,453		987		900		5,786		898	
		委託料	10,084		3,788		4,406		12,667		0	
		工事請負費	125,116		36,575		24,324		149,307		37,867	
	収支差額	0		0		0		0		0		
河川課	受託事業収入	315,314	15	374,243	10	228,525	10	148,589	9	150,836	7	
	支出	需用費	11,367		9,297		4,489		6,439		5,974	
		委託料	22,536		8,415		14,323		2,275		8,170	
		工事請負費	268,601		350,043		197,802		139,875		136,600	
		公有財産購入費	3,979		276		0					
		補償費	8,832		6,213		11,910				92	
収支差額	0		0		0		0		0			
建設交通部 収入合計		453,967		415,594		258,155		316,349		189,601		

道路計画課より河川課の方が受託事業収入額が多い傾向にある。これは河川の拡幅・改良工事を実施する際に橋梁の架替えが必須となるが、市町村管理の橋梁が多いこと、現在のような車社会となる前からある古い橋梁が少なくなく機能的に十分でないこと、河川改良工事は長い流域に亘って10年を超える期間で行われるのが珍しくなく、市町村の道路政策検討の前提条件とし易いこと、等が影響して一体工事が多くなっているためと考えられる。

いずれの年度も収支差額はゼロとなっている。これは工事請負費や委託料（設計料）といった直接関連支出を控除した後の残額を、需用費として課の経費から抜き出しただけであり、収支ゼロとなるよう管理諸費を割り当てた以上の意味はない。

### ①道路計画課の受託事業

【表2.3.1の3】 道路計画課受託事業一覧（3年分）

(単位：千円)

年度	件名	委託元	受託収入金額	No.
平成25年度	上久世石見上里線改築工事	京都市	537	
	舞鶴福知山線改築工事	福知山市	1,158	
	物部梅迫停車場線改築工事	綾部市	9,645	D1
	東中央線改築工事	(独)都市再生機構	3,997	D3
	物部梅迫停車場線改築工事	綾部市	14,294	D1
	合計		29,630	
平成26年度	上久世石見上里線改築工事	京都市	5,018	
	国道307号（青谷道路）	城陽市	3,075	
	物部梅迫停車場線改築工事	綾部市	1,747	D1
	市島和知線防火水槽移設工事	福知山市	1,252	
	内里高野道線改築工事	八幡市	14,466	D2
	東中央線改築工事	(独)都市再生機構	13,090	D3
	物部梅迫停車場線改築工事	綾部市	11,845	D1
	東中央線改築工事	(独)都市再生機構	117,267	D3
	合計		167,760	
平成27年度	宇治淀線改築工事	宇治市	31,494	D4
	物部梅迫停車場線改築工事	綾部市	1,027	D1
	宇治淀線改築工事	宇治市	6,245	D4
	合計		38,765	

※ D1～D4は本報告書上で個別検討対象としたNo.である。

平成26年度が突出しているが、これは特殊案件として都市再生機構からの東中央線改築工事受託があったためである。これを除けばここ3年間は30～40百万円前後の受託額となっている。

複数年度に亘る工事も散見される。

②河川課の受託事業

【表2.3.1の4】 河川課受託事業一覧（3年分）

（単位：千円）

年度	件名	委託元	受託収入金額	No.
平成 25 年度	防賀川市道橋改築事業	京田辺市	11,837	K5
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	40,827	K1
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	5,611	K3
	井川市道橋改築事業	宇治市	8,563	K4
	煤谷川町道橋改築事業	精華町	2,793	K2
	煤谷川町道橋改築事業	精華町	22,223	K2
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	68,043	K1
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	11,553	K3
	井川市道橋改築事業	宇治市	56,713	K4
	煤谷川町道橋改築事業	精華町	362	K2
	合計		228,525	
平成 26 年度	煤谷川町道橋改築事業	精華町	35,501	K2
	煤谷川町道橋改築事業	精華町	9,948	K2
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	7,528	K1
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	29,539	K3
	野田川(加悦奥川)町道橋改築事業	NTT西日本	120	
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	21,173	K1
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	23,497	K3
	井川市道橋改築事業	宇治市	3,814	K4
煤谷川町道橋改築事業	精華町	17,469	K2	
	合計		148,589	
平成 27 年度	防賀川市道橋改築事業	京田辺市	48,912	K5
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	2,738	K3
	新庄川市道橋改築事業	京丹後市	54,767	K3
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	19,728	K1
	佐濃谷川市道橋改築事業	京丹後市	5,777	K1
	福田川市道橋改築事業	京丹後市	4,364	K3
	煤谷川町道橋改築事業	精華町	14,551	K2
	合計		150,836	

※ K1～K5は本報告書上で個別検討対象としたNo.である。

長期に亘って河川流域を徐々に拡幅・護岸工事を行うため、毎年同じ川の工事名が見受けられる他、本流と支流で名称は別であっても事業としては一体の工事であるケースもある。一つの河川で複数の橋梁を架替えることもあり、契約関係も複雑になることが多い。

## 2.3.2 個別受託事業の内容検討

### (1) 道路計画課

道路計画課が受託する事業では、一般に受託事業部分の設計見積が分かれているため、受託事業収入と受託事業にかかる工事費との対応関係が明確となっている。

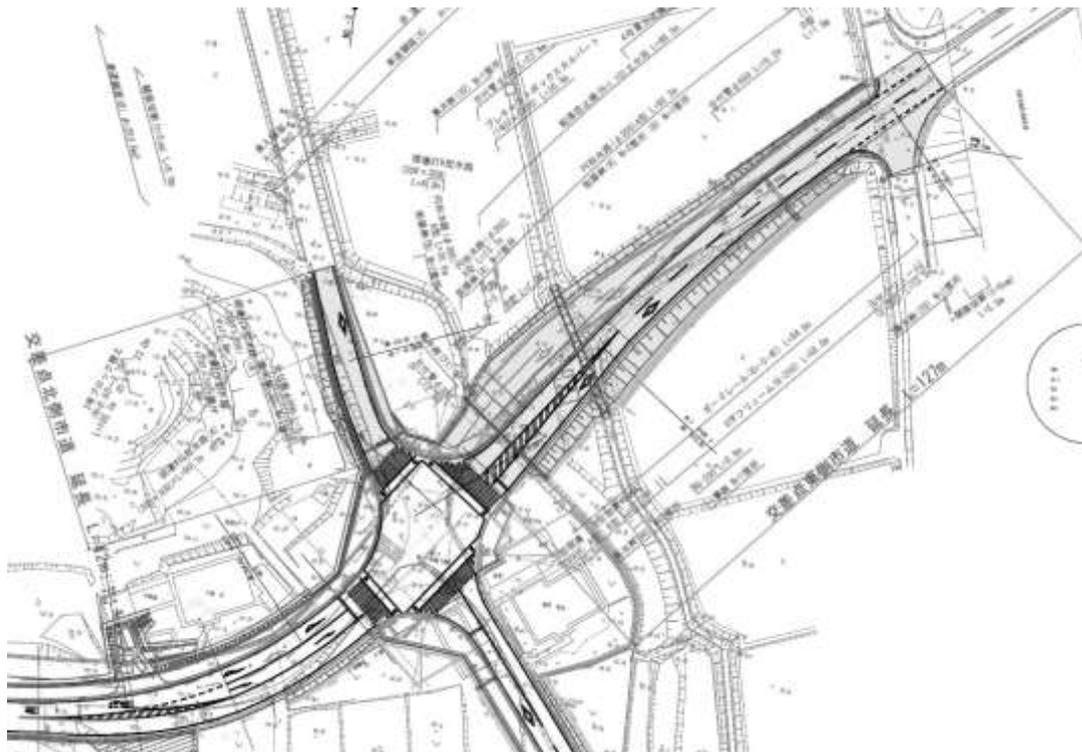
#### ① D1 物部梅迫停車場線改築工事

##### i .個別事業概要

物部梅迫停車場線は京都府綾部市物部町を起点に同市梅迫町の梅迫停車場に至る一般府道であるが、本件工事は綾部市上八田町延様地内から同市同町ヒシロ地内までの区間を拡幅する中、同市高槻町の交差点に接続する市道を拡幅するものである。

平成 27 年度において、本線に接続する物部五差路の改良工事が完成したが、当該区間の現道は幅員狭小な区間が連続する上、歩道が未設置であることから、車両及び歩行者等の円滑な交通に支障が生じていた。本件工事の施行により、本件区間の狭小な幅員を拡幅し、併せて歩道を設置することにより、本路線の自動車及び歩行者等の安全で円滑な交通を確保することを企図する事業である。

【図 2.3.2 の 1】 受託箇所 設計図



高槻町交差点の北側市道と東側市道を併せて拡幅することにより、周辺道路網との連携が円滑となるため一体工事を実施した。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の1】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
物部梅迫停車場線 改築工事	綾部市	平成25年度	9,645
			14,294
		平成26年度	1,747
			11,845
		平成27年度	1,027

3年間の受託事業収入の合計額は 38,558 千円であるが、平成 24 年度の受託事業収入 7,318 千円を加えた 45,876 千円が本受託事業の総額である。

【表2.3.2の2】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平22	H23.1.6	綾部市と 全体施行協定締結					
平成 2 4 年度 事業	H24.10.3	綾部市と協定締結	21,612千円				
				H24.11.7	契約締結	17,422千円	
				H24.11.20	前金払い		6,900千円
				H25.3.8	変更契約締結	18,639千円	(1,217千円増)
		H25.3.28	全体施行協定の変更				
		H25.3.29	綾部市へ請求	(7,318千円)			
		H25.7.10	綾部市へ請求	(14,294千円)	H25.6.12	変更契約締結	22,444千円
				H25.7.17	精算払		15,544千円
平成 2 5 年度 事業	H25.6.3	綾部市と協定締結	21,490千円				
				H25.9.24	工事業者と契約締結	19,054千円	
				H25.10.8	前金払い		7,622千円
		H26.3.31	綾部市へ請求	(9,645千円)			
		H26.9.16	綾部市へ請求	(11,845千円)	H26.8.26	変更契約締結	20,576千円
				H26.9.18	精算払		12,954千円
平成 2 6 年度 事業	H26.6.3	綾部市と協定締結	1,227千円				
				H26.8.11	工事業者と契約締結	490千円	
				H26.8.25	前金払い		200千円
		H27.3.27	全体施行協定の変更				
		H27.3.27	変更協定締結	2,774千円	(1,547千円増)		
		H27.3.31	綾部市へ請求	(1,747千円)			
				H27.4.27	変更契約締結	1,193千円	(703千円増)
	H27.5.27	綾部市へ請求	(1,027千円)				
				H27.6.10	精算払い		993千円
		計	45,876千円		確定額合計	44,213千円	44,213千円

履行確認検査は平成25年6月18日、平成26年8月29日、平成27年5月21日にそれぞれ行われている。

【表2.3.2の3】 全体工事に占める受託工事部分の割合

	平成24年度 工事	平成25年度 工事	平成26年度 工事
全体工事	22,444千円	64,298千円	70,354千円
受託工事	22,444千円	20,576千円	1,193千円
受託割合	100.0%	32.0%	1.7%

【表2.3.2の4】 事務費比率の状況

	平成24年度 協定	平成25年度 協定	平成26年度協定	
			当初	変更
工事費	20,915千円	20,798千円	1,188千円	2,684千円
事務費	697千円	692千円	90千円	90千円
事務費割合	3.33%	3.33%	7.58%	3.35%

事務費比率はほぼ平成 23 年建設交通部長通知における基準値どおりとなっている。

### iii. 検討結果

工事台帳の受託事業内訳によれば、請負業者との平成 25 年 9 月 24 日工事契約額は当初設計額 19,054,350 円と同額になっていた。これは工事契約は全体工事としてのみ契約し、受託事業部分は別に設計見積と実際契約額から算定する必要があるものの、結局年度末（≡工期末）に締結する変更契約までは暫定的な意味合いとしかならないため、受託事業部分の当初契約額は暫定的に設計額をそのまま入力していたとのことである。

しかし本件工事は工期延長となり、年度をまたぐこととなった。平成 25 年度末の綾部市への部分請求は、その工事台帳を元に設計金額ベースで算出し過大請求してしまっていた。なお、この差額は年度末に判明し、綾部市との協議の結果、翌年度精算で対応済みである。

## ② D2 内里高野道線改築工事

### i. 個別事業概要

内里高野道線は一般府道八幡インター線とも言い、京田辺市松井地内の国道 1 号京都南道路を起点に、八幡市美濃山地内で山手幹線と交差し、八幡市八幡南山地内で国道 1 号に接続する路線である。現道(富野荘八幡線)は未整備で道路幅員が狭く、歩道もない上、大型車等の通過交通が多いために車両の通行に支障をきたしていた。八幡インター線では 4 車線と両側自転車歩行車道を整備し、通過車両及び歩行者、自転車利用者の安全確保

を図る。また、新名神高速道路へのアクセス道路としても期待される。

【図 2.3.2 の 2】 全体計画図



上図における府道八幡インター線は幅員が 25m もあるため、降雨時には近隣排水路への流量増が見込まれる。京都府の負担で道路近辺の排水路改良工事も行っているが、八幡市より延長部分の排水路も改良工事を依頼されたため、受託事業として排水路改良工事を実施した。

ii. 受託契約と発注工事の状況

【表 2.3.2 の 5】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
内里高野道線改築工事	八幡市	平成26年度	14,466

【表2.3.2の6】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平25	H25.12.19	八幡市と全体協定締結	41,332千円				
平成	H26.6.9	八幡市と年度協定締結	14,466千円				
2				H26.10.31	契約締結	14,225千円	
6				H26.12.3	前金払い		5,690千円
年度				H27.3.18	変更契約締結	17,425千円	(3,200千円増)
事業	H27.3.30	八幡市へ請求	(14,466千円)				
				H27.4.23	精算払い		11,735千円
		計	14,466千円		確定額合計	17,425千円	17,425千円

履行確認検査は平成 27 年 3 月 23 日に行われている。

工事費は増額となっているが、八幡市への請求額は当初のままで増額の変更協定が締結されていない。これは八幡市の負担金対象工事ではない近隣における転落防止柵等の工事を追加したためである。

【表2.3.2の7】 事務費比率の状況

	全体協定	平成26年度協定
工事費	40,000千円	14,000千円
事務費	1,332千円	466千円
事務費割合	3.33%	3.33%

事務費比率は平成 23 年建設交通部長通知の比率どおりとなっている。

### iii. 検討結果

特に問題なし。

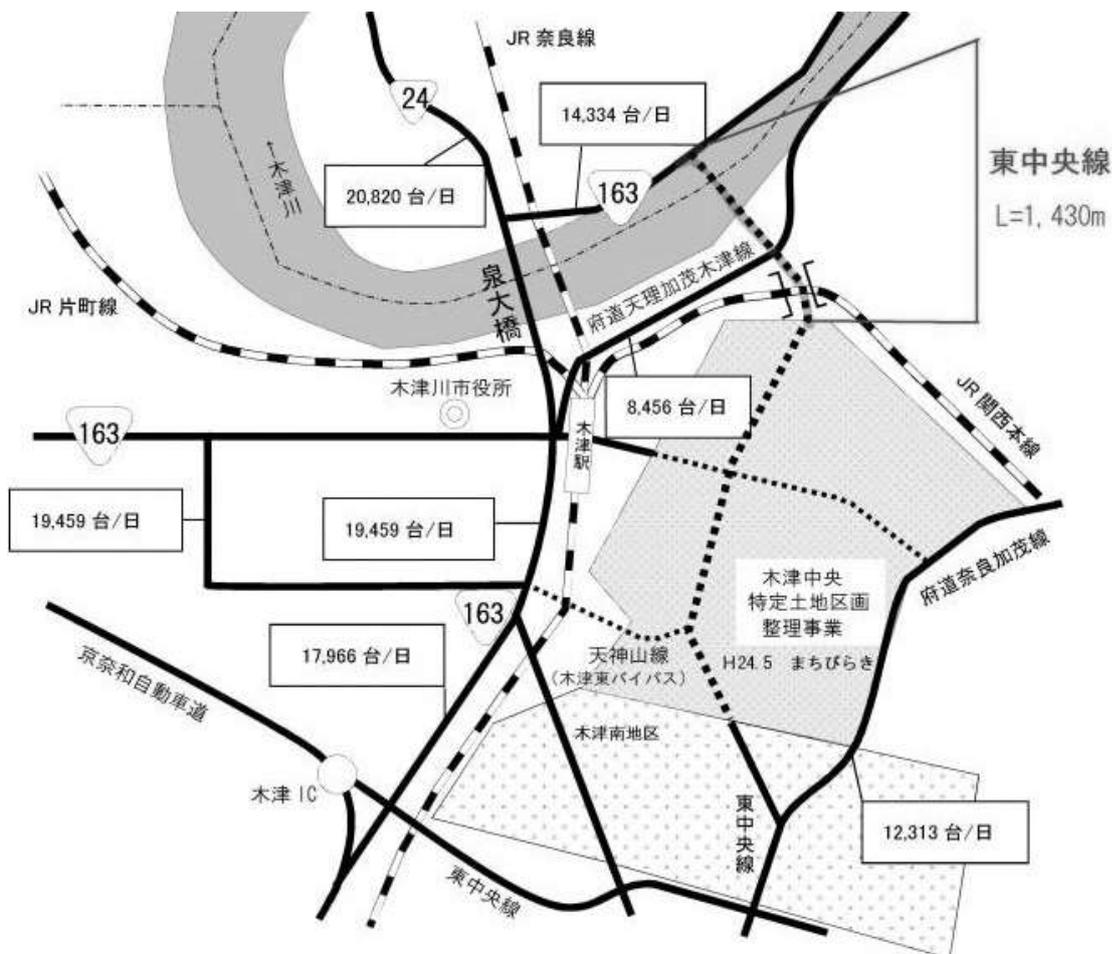
## ③ D3 東中央線改築工事

### i. 個別事業概要

東中央線は京奈和自動車道木津インターチェンジから関西文化学術研究都市 木津南地区及び木津中央地区を通過して、一級河川木津川を渡り、国道 163 号に接続する都市計画道路である（昭和 59 年都市計画決定）。本路線のうち木津南地区及び木津中央地区内を通過する区間は、すでに独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）によって整備されており、残る国道 163 号までの区間について京都府が整備を進めた。

東中央線の整備によって住宅や研究施設、企業の立地等計画的なまちづくりを支援するとともに、国が整備する都市計画道路天神山線（国道 163号木津東バイパス）とのネットワークにより、木津川市の市街地中心部で慢性的に発生している渋滞の緩和を企図している。

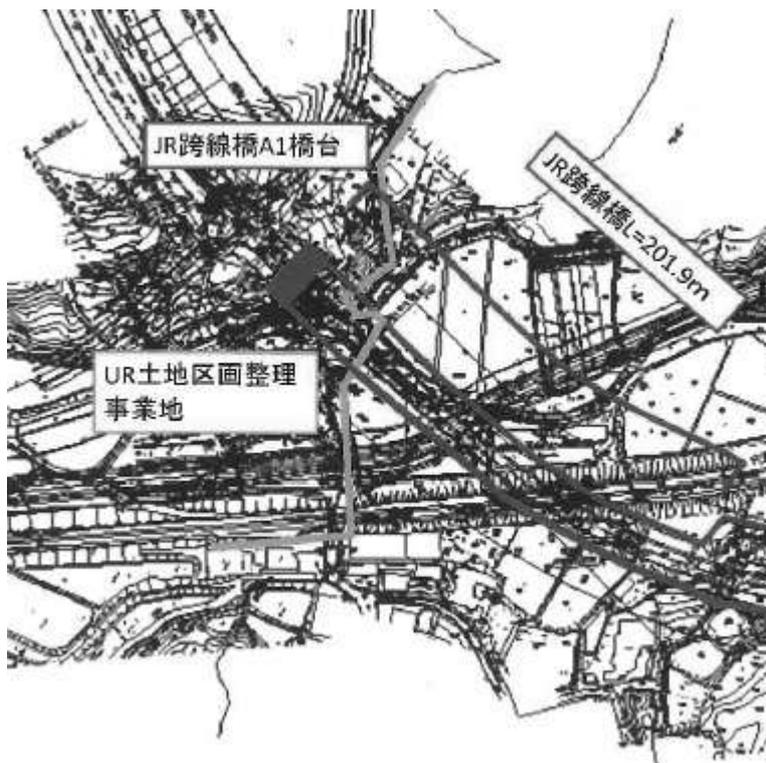
【図 2.3.2 の 3】 東中央線改築工事 全体計画図



当該区間には UR 以外にも数本の下部工（京都府施行分）が存在する。

- ・平成 26 年度に UR 受託部分を実施
- ・平成 26～27 年度に京都府施行分を実施（平成 27 年度は受託分無し）
- ・平成 28 年度以降では、上部工部分の契約（全体 10 億円程度の契約（うち受託分は一部））に向けた事務を進めているところである

【図 2.3.2 の 4】 受託部分詳細図



本来、URの事業地はURが工事を行うべき箇所であるが、本件道路への接続以外の工事は既に終了しており、新たに工事を設計・施工することが現実的ではないため、京都府がURから受託する形で一体工事を行うこととなった。

ii. 受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の8】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
東中央線改築工事	(独)都市再生機構	平成25年度	3,997
		平成26年度	13,090
			117,267

受託事業収入の合計額は134,354千円である。

【表2.3.2の9】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成24年	H24.6.14	(独)都市再生機構事業区域内の工事の施工と費用負担で合意					
				H24.9.28	契約締結(設計)	17,514千円	
				H25.2.26	前金払い(設計)		5,250千円
平成25年度	H25.9.12	(独)都市再生機構と契約締結	3,584千円				
	H26.1.17	(独)都市再生機構と契約締結	124,992千円				
	H26.2.12	変更契約締結(委託)	3,997千円	(413千円増)			
				H26.3.13	変更契約締結(設計)	20,345千円	(2,831千円増)
				H26.3.24	契約締結(下部工)	100,980千円	
		H26.3.26	都市再生機構へ請求	(3,997千円)			
平成26年度				H26.4.1	契約締結(現場技術①)	8,532千円	
				H26.4.1	契約締結(現場技術②)	8,424千円	
				H26.4.21	前金払い(下部工)		40,390千円
				H26.4.24	精算払い(設計)		15,095千円
				H26.7.28	変更契約締結(下部工)	109,888千円	(8,908千円増)
				H26.10.28	変更契約締結(現場技術①)	7,950千円	(852千円減)
				H26.11.26	変更契約締結(現場技術②)	13,044千円	(4,620千円増)
				H26.11.26	精算払い(現場技術①)		7,950千円
				H26.12.3	中間払い(下部工)		21,970千円
		H27.2.19	変更契約締結①	132,770千円	(7,778千円増)		
				H27.2.27	変更契約締結②(下部工)	113,484千円	(3,596千円増)
				H27.3.16	変更契約締結②(現場技術②)	13,055千円	(11千円増)
					<うち受託事業対応分>	<4,717千円>	
	H27.3.25	変更契約締結②	130,357千円	(2,413千円減)			
	H27.3.31	都市再生機構へ請求	(130,357千円)				
平27				H27.4.20	精算払い(下部工)		51,124千円
				H27.4.21	精算払い(現場技術②)		13,055千円
		計	134,354千円		確定額合計	154,834千円	154,834千円

測量試験については平成18年に京都府が実施した測量結果をそのまま使用しており、今回URには特段の負担は求めている。

上表では発注工事の契約額・支払額は154,834千円と、URとの受託契約額134,354千円を超過しているが、設計業務は受託事業以外の通常部分(16,476千円)も含み、現場技術業務②は受託対象以外の業務(8,338千円)を含んでいる。これを考慮すれば、受託工事に係る京都府発注工事の工事費等の合計は130,020千円である。

【表2.3.2の10】 事務費比率の状況

工事費	130,020千円
事務費	4,333千円
事務費割合	3.33%

事務費比率は平成23年建設交通部長通知の基準値どおりとなっている。

### iii. 検討結果

特に問題なし。

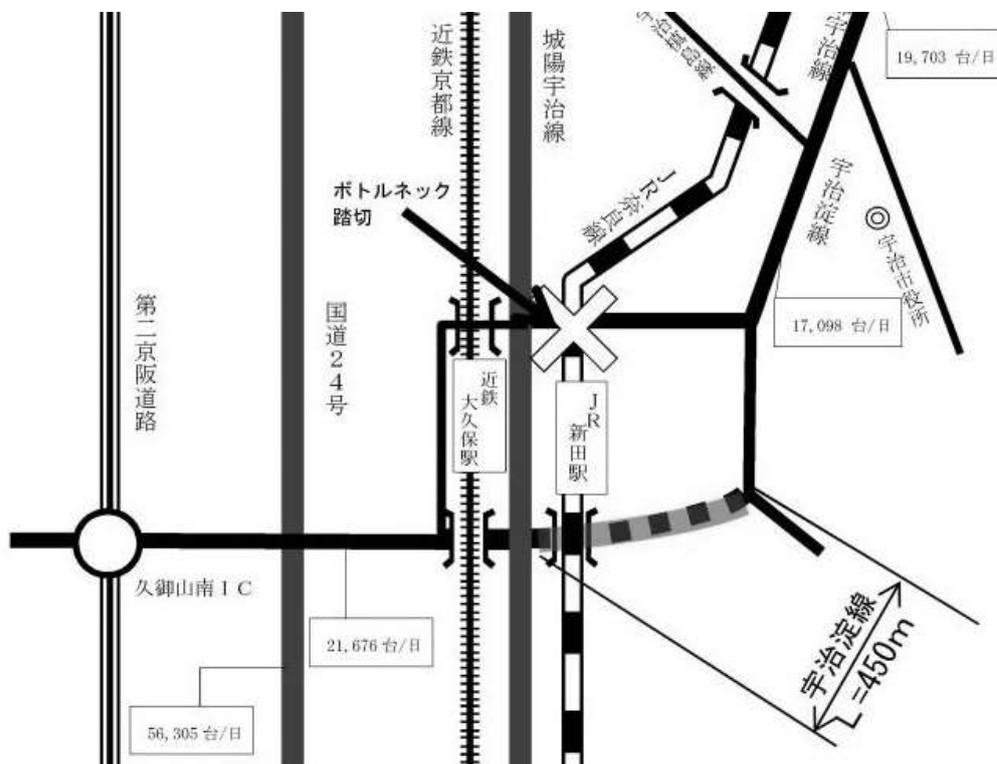
## ④ D4 宇治淀線改築工事

### i. 個別事業概要

主要地方道宇治淀線は、宇治市を東西に横断する幹線道路であり、JR 新田駅や近鉄大久保駅、国道 24 号や第二京阪道路へのアクセス道路であるとともに、宇治市をはじめとする京都府南部地域の生活・産業を支える重要な道路である。しかし、広野地域では駅周辺への交通の集中や JR 奈良線の第二宇治踏切により慢性的な渋滞が発生しており、歩行者や自転車が多くの道路にもかかわらず歩道の幅が狭い区間がある。

本工事は JR 奈良線との立体交差化により踏切渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るとともに、緊急輸送ネットワークの強化や、歩行者・自転車通行の安全性向上を企図するものである。

【図 2.3.2 の 5】 宇治淀線改築工事 全体計画図



このうち受託事業が発生したのは、宇治淀線に並行する河川（河川管理者は宇治市）に関する工事である。宇治淀線を JR 線の下へ立体交差させるため、並行河川の水面を低下させる等、所要の河川工事を京都府が受託して実施したものである。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の11】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
宇治淀線改築工事	宇治市	平成27年度	31,494
			6,245

受託事業収入の合計額は 37,738 千円である。

【表2.3.2の12】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平26	H27.3.16	宇治市と協定締結(26)	8,302千円				
平成27年度				H27.6.3	契約締結(26)	5,309千円	
		H27.12.9	変更協定締結(26)	6,245千円	(2,057千円減)		
				H27.12.18	変更契約締結(26)	6,092千円	(783千円増)
		H27.12.18	宇治市と協定締結(27)	72,116千円			
				H28.2.9	契約締結(27-1)	29,569千円	
				H28.2.22	前金払い(27-1)		11,830千円
				H28.3.11	変更契約締結(27-1)	29,993千円	(424千円増)
			H28.3.25	変更契約締結(27-2)	18,951千円	(26業者に全追加)	
	H28.3.31	宇治市へ請求(26)	(6,245千円)				
		変更協定締結(27)	31,493千円	(年度分割)			
		宇治市へ請求(27)	(31,493千円)				
平28				H28.4.28	精算払い(26)		6,092千円
					精算払い(27-2)		18,951千円
		計	37,738千円		確定額合計	55,036千円	36,873千円

当初協定では平成 28 年 3 月 31 日までの工期であったが、工事期間が平成 28 年 7 月 31 日までに延長され、受託協定が年度分割されている。

【表2.3.2の13】 全体工事に占める受託工事部分の割合

	平成26年度 協定	平成27年度協定	
		当初	変更
全体工事	15,305千円	70,358千円	30,781千円
受託工事	6,092千円	70,358千円	30,781千円
受託割合	39.81%	100.00%	100.00%

【表2.3.2の14】 事務費比率の状況

	平成26年度 協定	平成27年度協定		
		当初	変更	28年度執行
工事費	6,092千円	70,358千円	30,781千円	39,577千円
事務費	152千円	1,759千円	713千円	1,046千円
事務費割合	2.50%	2.50%	2.31%	2.64%

本件工事の事務費比率は 2.5%となっている。これは設計を宇治市が実施したためであり、平成 23 年建設交通部長通知の基準値どおりとなっている。

### iii. 検討結果

平成 27 年 6 月 3 日に宇治市の受託額 5,309 千円を含む 64,800 千円の工事契約を締結した業者に対して、受託額 18,951 千円の増額を含む全追加の変更契約を平成 28 年 3 月 25 日に締結している。18,951 千円の追加工事の大部分は中古の鋼矢板購入及び鋼矢板打設で、工事打合簿により平成 28 年 2 月 1 日に変更契約に先立ち書面で指示し、鋼矢板を調達の上、3 月 10 日から打設を開始し 14 日間で工事が完了し平成 27 年度内で検収している。

本件事業は平成 28 年度の夏に供用開始を目指して工事を進めていたが、宇治市施工予定の鋼矢板打設工事を含む河川工事は、河川の流れを阻害し洪水になる可能性があることから、出水期までに完成する必要があるため、工事中の業者と全追加の変更契約を締結した。これは小学校が近接する限られた工事現場に、道路工事関係 2 業者（道路築造、照明等電気）、道路占用工事 5 業者（水道、ガス、電気、下水道、NTT）、河川工事 1 業者の計 8

業者の工事が輻輳しており、入札により新たな工事業者を追加すると現場業務の混乱を招きかねず、工事現場の安全確保や早期完成の観点から、入札による調達を断念したとのことである。

全追加の変更契約は実質的に単独随意契約と同じであり原則回避すべきである。ただし、やむを得ない状況下での合理的な判断であることは理解でき、本契約に際しては本体工事入札時の設計価格に対する落札価格率を準用して契約されており、一定の配慮もなされている。

## (2) 河川課

河川課が受託する事業では、一般に受託事業部分の見積は分かれておらず、架替工事や改修工事の内容によって部分ごとに負担割合を算定している。このため、受託事業収入と受託事業にかかる工事費との対応関係は算定状況を勘案した上で検討する必要がある。

### ① K1<sup>きのたに</sup>佐濃谷川市道橋改築事業「橋ノ坪橋」

#### i. 個別事業概要

佐濃谷川は京丹後市久美浜町と兵庫県豊岡市の県境にある高竜寺ヶ岳に源を発し、京丹後市西部を北流し、京丹後市久美浜町鹿野地内で西向きに流れを変え、2つに分派して久美浜湾に注ぐ延長約 19km、流域面積約 56 km<sup>2</sup>の二級河川である。佐濃谷川においては、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 47 年の台風 20 号による浸水被害が甚大であり、近年では平成 10 年の豪雨で大きな被害が発生した。

本件事業は河道掘削、築堤、護岸、橋梁、井堰整備といった河川改修による治水効果で浸水被害の軽減を図るものであり、主としてこれに付随する市道橋の架替えについて、京丹後市による一部負担の下、一体工事を行うものである。

【図 2.3.2 の 6】 佐濃谷川改修工事 全体計画図



今回の監査対象年度で選定した事業は、市道鹿野第二横断線「橋ノ坪橋」の架替えに係る工事である。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の15】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
佐濃谷川 市道橋改築事業	京丹後市	平成25年度	40,827
			68,043
		平成26年度	7,528
			21,173
		平成27年度	19,728
			5,777

受託事業収入の合計額は 163,076 千円である。

【表2.3.2の16】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約				
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額	
平24	H25.2.28	京丹後市と H24年度協定締結	69,667千円					
平成 25 年度				H25.4.15	工事契約締結(下部工・護岸工①)	38,251千円		
				H25.5.2	前払(下部工・護岸工①)		15,300千円	
				H25.5.29	変更契約締結(下部工・護岸工①)	39,066千円	(815千円増)	
		H25.7.17	変更協定締結H24-1	68,043千円	(1,624千円減)			
		H25.7.17	京丹後市と H25年度協定締結	55,000千円				
				H25.8.29	工事契約締結(下部工・護岸工②)	52,500千円		
				H25.9.26	工事契約締結(上部工)	47,565千円		
				H25.10.27	前払(上部工)		19,020千円	
				H26.1.17	変更契約締結(下部工・護岸工①)	44,089千円	(5,023千円増)	
				H26.2.13	精算払い(下部工・護岸工①)		28,789千円	
		H26.2.26	変更協定締結H25-1	62,000千円	(7,000千円増)			
				H26.2.27	変更契約締結(下部工・護岸工②)	60,113千円	(7,613千円増)	
				H26.3.25	変更契約締結(上部工)	48,008千円	(443千円増)	
平成 26 年度		H26.3.27	京丹後市へ請求	(68,043千円)				
				H26.4.15	精算払い(下部工・護岸工②)		60,113千円	
				H26.4.15	中間払い(上部工)		6,015千円	
				H26.8.18	変更契約締結(上部工)	48,282千円	(274千円増)	
		H26.8.25	京丹後市と H26年度協定締結	13,305千円				
				H26.9.17	精算払い(上部工)		23,247千円	
		H26.10.21	京丹後市へ請求	(21,173千円)				
				H26.10.30	工事契約締結(左岸盛土工・擁壁工)	14,355千円		
平成 27 年度				H26.11.28	前払(左岸盛土工・擁壁工)		5,740千円	
				H27.2.27	中間払い(左岸盛土工・擁壁工)		2,870千円	
		H27.3.31	京丹後市へ請求	(7,528千円)				
		H27.5.27	京丹後市と H27年度協定締結	18,125千円				
				H27.5.29	変更契約締結(左岸盛土工)	17,443千円	(3,087千円増)	
				H27.6.29	変更契約締結(左岸盛土工)	17,848千円	(405千円増)	
				H27.8.19	精算払い(左岸盛土工)		9,238千円	
				H27.8.11	工事契約締結(右岸盛土工・擁壁工)	22,000千円		
				H27.8.24	前払(右岸盛土工・擁壁工)		8,800千円	
				H28.1.31	変更契約締結(右岸盛土工)	28,595千円	(6,594千円増)	
平28		H28.2.18	京丹後市へ請求	(5,777千円)				
		H28.3.7	変更協定締結H27-1	19,728千円	(1,602千円増)			
		H28.3.31	京丹後市へ請求	(19,727千円)				
	H28.4.5			H28.4.5	精算払い(右岸盛土工)		19,795千円	
						確定額合計	198,927千円	198,927千円

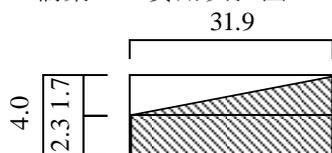
上記工事契約を締結する以前に測量試験等の契約があり、その総額は受託事業対応分で 21,603 千円となっている。履行確認検査は平成 26 年 3 月 14 日、平成 26 年 8 月 26 日、平成 27 年 7 月 27 日、平成 28 年 3 月 18 日に行われている。

【表2.3.2の17】 工事費の種類別整理

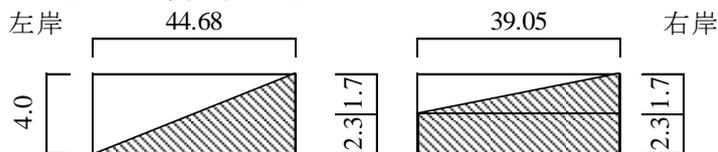
内容	業者契約額	業者支払額
下部工・護岸工	104,202千円	104,202千円
上部工	48,282千円	48,282千円
左岸盛土工・擁壁工	17,848千円	17,848千円
右岸盛土工・擁壁工	28,595千円	28,595千円
合計	198,927千円	198,927千円

【図表 2.3.2 の 7】 全体工事に占める受託工事部分の割合

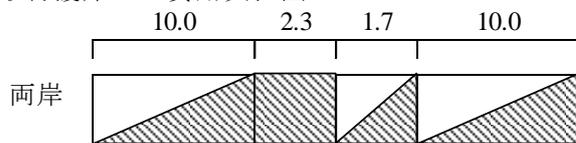
<橋梁工 費用負担図>



<取付道路工 費用負担図>



<取付護岸工 費用負担図>



	道路管理者	河川管理者
1.7m	27.115	27.115
2.3m	73.370	0
面積合計	100.485	27.115
負担率	78.75%	21.25%
-----		
左岸	89.36	89.36
右岸1.7m	33.1925	33.1925
右岸2.3m	89.815	0
面積合計	212.3675	122.5525
負担率	63.41%	36.59%
-----		
取付両側	10.0	10.0
橋接着部	3.15	0.85
面積合計	13.15	10.85
負担率	54.79%	45.21%

橋梁工事は旧橋部分 1.7m と拡幅部分 2.3m で費用負担割合が異なり、旧橋部分は機能向上のため折半負担、拡幅部分は道路管理者である京丹後市が全額負担している。測量試験費もこの割合で按分している。

取付道路工事は改良等の事情がなければ、河川管理者である京都府が全額費用負担するが、左岸は橋梁の支間拡大による質的改良があるため半額負担、右岸は取付道路幅員も併せて 1.7m から 4m へと 2.3m 拡幅するため全額道路管理者である京丹後市が負担することとなった。

護岸工事も接橋部から前後 10m は通常は河川管理者である京都府が費用負担するが、上記状況により本件工事では道路管理者である京丹後市と河川管理者である京都府の折半となっている。

【表2.3.2の18】 事務費比率の状況

	平成24年度 協定	平成25年度 協定	平成26年度 協定	平成27年度 協定	合計
工事費	67,371千円	61,208千円	10,145千円	19,091千円	157,816千円
事務費	672千円	792千円	3,160千円	636千円	5,261千円
事務費割合	1.00%	1.29%	31.15%	3.33%	3.33%

設計上の事務費比率は、合計では平成 23 年建設交通部長通知の基準値どおりとなっている。

### iii. 検討結果

前述の三局長通達等に基づき、京都府は取付護岸工事の橋梁接着部は旧橋の(有効幅員+地覆)と拡幅巾とで算定することとしている。しかし、佐濃谷橋での取付護岸工事(接着部)の費用負担割合では、旧橋の有効幅員 1.7 と、それからの拡幅巾 2.3 を用いている。正しくは(有効幅員+地覆) 2.0 と拡幅巾 2.0 とで算定するべきであった。

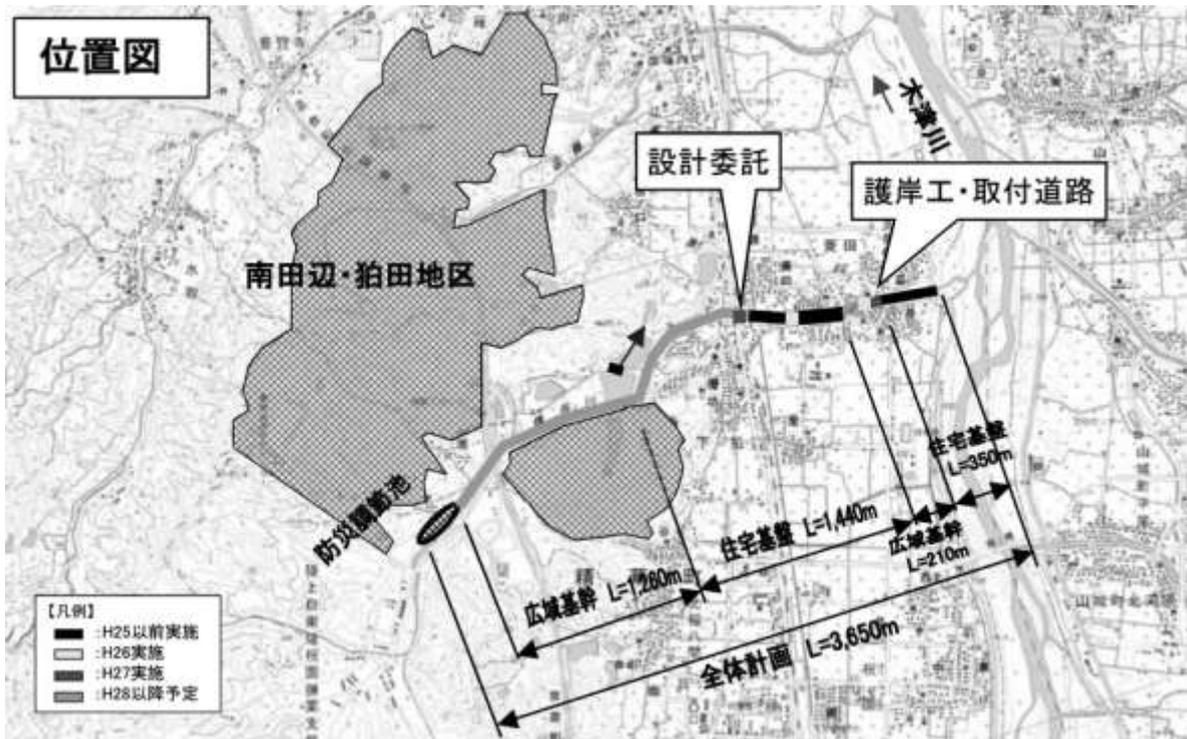
この結果、当方算定によれば道路管理者 54.79%と河川管理者 45.21%で按分した取付護岸工事費は、正しくは道路管理者 54.17%と河川管理者 45.83%で按分すべきであり、京丹後市の負担額は 154 千円過大であったと考えられる。なお、算定結果については現在河川課にて精査中である。

## ② <sup>すすたに</sup>K2煤谷川町道橋改築事業

### i. 個別事業概要

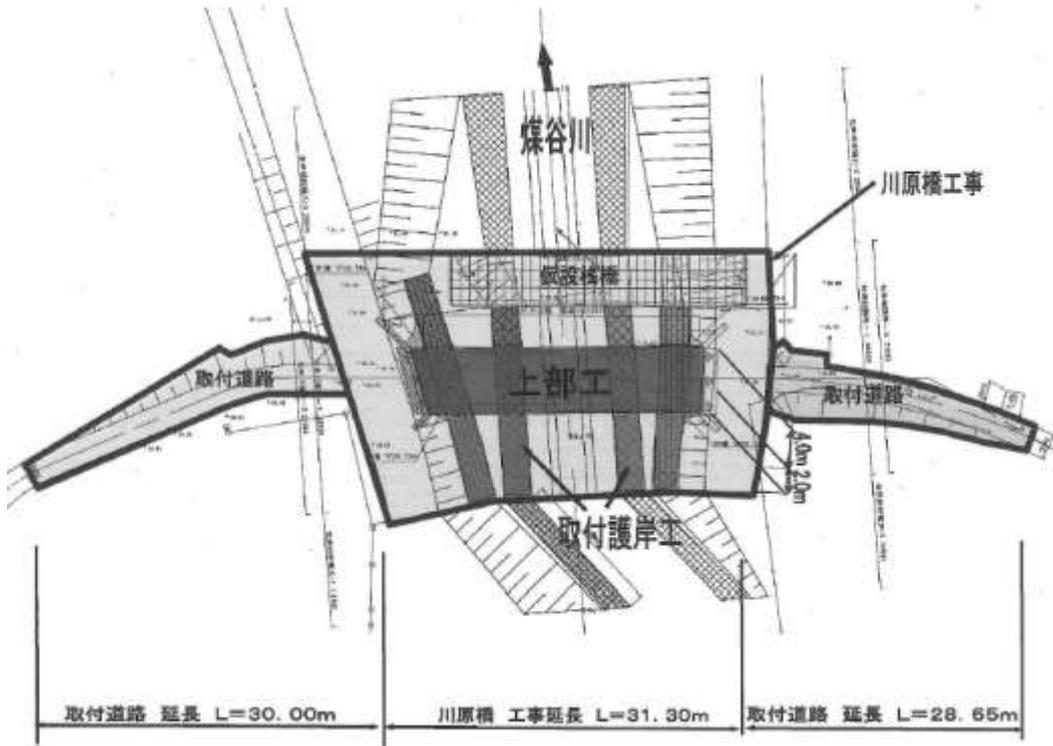
煤谷川は相楽郡精華町の中西部から北東部にかけて流れ、木津川に合流する一級河川である。その沿川では関西文化学術研究都市(精華・西木津地区及び南田辺・狛田地区)の開発に伴う流出増が見込まれるため、昭和 62 年度から河川改修と防災調節池による治水整備を行っている。平成 12 年度に防災調節池が完成し、河川改修は平成 19 年度で治水安全度(10 年確率)が確保され、引き続き治水安全度(50 年確率)を確保するため改修事業が進められている。

【図 2.3.2 の 8】 煤谷川改修工事 全体計画図

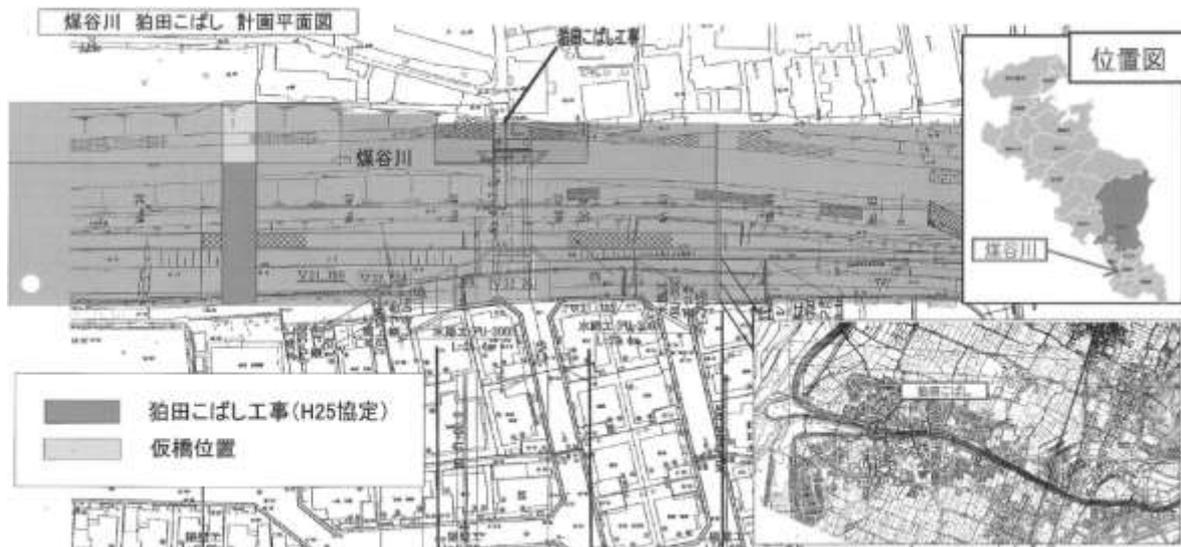


今回の監査対象年度で選定した事業は、「川原橋」と「狛田こぼし」の架替に係る工事である。「町道菱田・前川原線」に関する受託工事も収入額を構成しているため、受託契約の状況のみ検討した。

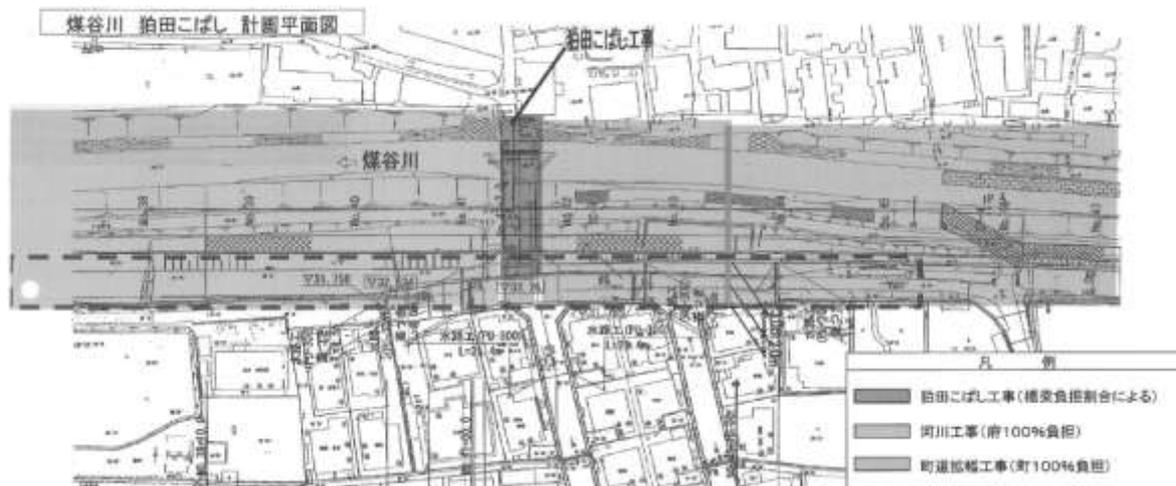
【図 2.3.2 の 9】川原橋設計図



【図 2.3.2 の 10】狛田こぼし設計図 (H25)



【図 2.3.2 の 11】 狛田こぼし設計図（H26）



河床掘削、護岸工により架替えとなる町道橋のうち、現橋機能を向上させる内容について精華町に一部負担を求め、一体工事を実施している。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の19】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
煤谷川 町道橋改築事業	精華町	平成25年度	2,793
			22,223
			362
		平成26年度	35,501
			9,948
			17,469
平成27年度	14,551		

受託事業収入の合計額は 102,847 千円である。

【表2.3.2の20】 契約状況と支払状況（狛田こぼし）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 25 年度	H25.7.31	精華町と H25年度協定締結	39,991千円				
				H25.11.7	契約締結	64,302千円	
				H25.11.21	前金払い		25,720千円
				H26.3.10	第1回変更契約締結	67,435千円	(3,133千円増)
	H26.3.15	変更協定締結	39,691千円	(300千円減)			
平成 26 年度	H26.3.31	精華町へ請求	(22,222千円)	H26.3.27	第2回変更契約締結	69,361千円	(1,926千円増)
				H26.4.10	部分払い		9,840千円
				H26.7.10	第3回変更契約締結	77,634千円	(8,273千円増)
				H26.7.30	精算払い		42,074千円
	H26.8.6	精華町へ請求	(17,469千円)				
	H26.9.4	精華町と H26年度協定締結	35,501千円				
				H26.10.16	契約締結	27,311千円	
				H26.11.6	前金払い		10,920千円
				H27.3.9	変更契約締結	33,741千円	(6,430千円増)
	H27.3.31	精華町へ請求	(35,501千円)				
平27				H27.4.20	精算払い		22,821千円
		計	75,192千円		確定額合計	111,375千円	111,375千円

履行確認検査は、平成26年7月15日及び平成27年3月20日に行われている。

【表2.3.2の21】 契約状況と支払状況（川原橋）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 25 年度	H26.1.10	精華町と H25年度協定締結	2,915千円				
	H26.3.10	変更協定締結	2,792千円	(123千円減)			
				H26.3.10	工事業者と契約締結	27,120千円	(5,574千円増)
				H26.3.24	変更契約締結	28,569千円	(1,449千円増)
平成 26 年度	H26.3.31	精華町へ請求	(2,792千円)				
	H26.11.21	精華町と H26年度協定締結	24,499千円				
				H27.1.8	工事業者と契約締結	66,852千円	
				H27.1.26	前金払い		18,390千円
平成 27 年				H27.3.23	変更契約締結	67,433千円	(581千円増)
		H27.3.31	精華町へ請求	(9,948千円)			
				H27.4.17	部分払い		8,580千円
				H27.8.27	変更契約締結	82,516千円	(15,083千円増)
				H27.9.18	精算払い		55,546千円
		H27.10.5	精華町へ請求	(14,551千円)			
		計	27,291千円		確定額合計	111,085千円	82,516千円

発注工事は増額変更が行われているにもかかわらず、精華町との受託協定は増額変更がなされていない。この算定過程の調査結果は後述の検討結

果にて記載する。

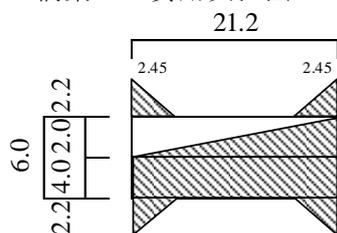
履行確認検査は、平成 26 年 3 月 25 日及び平成 27 年 8 月 31 日に行われている。

【表2.3.2の22】 契約状況と支払状況（町道菱田・前川原線）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 2 4 年	H24.12.20	精華町と H24年度協定締結	2,598千円				
				H25.3.8	工事業者と契約締結	43,298千円	
	H25.3.27	変更協定締結	1,394千円	(1,204千円減)			
	H25.3.28	精華町へ請求	(1,032千円)				
平成 2 5 年				H25.4.24	部分払い		12,350千円
				H25.5.29	変更契約締結	54,973千円	(11,675千円増)
				H25.7.9	変更契約締結	53,839千円	(1,134千円減)
				H25.7.30	精算払い		41,489千円
	H25.8.7	精華町へ請求	(362千円)				
	計		1,394千円		確定額合計	53,839千円	53,839千円

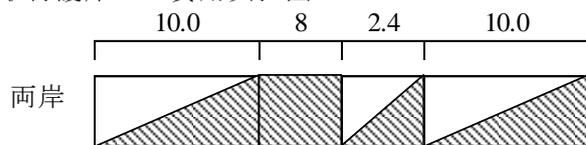
【図表 2.3.2 の 12】 全体工事に占める受託工事部分の割合（狛田こぼし）

<橋梁工 費用負担図>



	道路管理者	河川管理者
現橋2.0m分	21.2	21.2
拡幅4.0m分	84.8	0
バチ部分	10.78	0
面積合計	116.78	21.2
負担率	84.635%	15.365%

<取付護岸工 費用負担図>

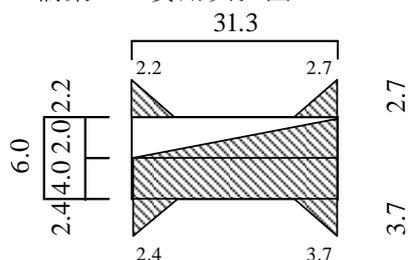


	道路管理者	河川管理者
取付両側	10.0	10.0
橋接着部	9.2	1.2
面積合計	19.2	11.2
負担率	63.16%	36.84%

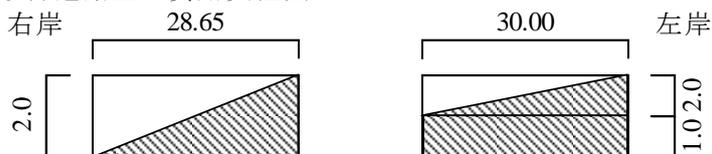
取付護岸工事の接着部の費用負担は道路管理者 8：河川管理者 2.4 となっているが、橋梁工事の費用負担割合とは異なっている。これは取付護岸工事は橋台幅、橋梁工事は橋梁の有効幅員で按分計算を行うためである。

【図表 2.3.2 の 13】 全体工事に占める受託工事部分の割合（川原橋）

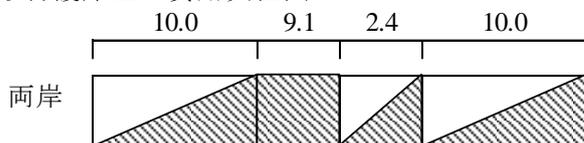
<橋梁工 費用負担図>



<取付道路工 費用負担図>



<取付護岸工 費用負担図>



	道路管理者	河川管理者
現橋2.0m分	31.3	31.3
拡幅4.0m分	125.2	0
パチ部分	15.79	0
面積合計	172.29	31.3
負担率	84.63%	15.37%
右岸	28.65	28.65
左岸2.0m	30.00	30.00
左岸1.0m	30.00	0
面積合計	88.65	58.65
負担率	60.18%	39.82%
取付両側	10.0	10.0
橋接着部	10.3	1.2
面積合計	20.3	11.2
負担率	64.44%	35.56%

上記負担図では橋梁を2m→6mに拡幅しているにもかかわらず、取付道路は右岸2mのままで、左岸2m→3mの拡幅に留まっている。これは橋梁の幅員は将来計画により決定するが、周辺道路については現時点では将来計画の幅員となっておらず、精華町により今後拡幅されるためとのことである。周辺道路の拡幅も併せて実施した方が経済的とも思われるが、接続道路の状況もあるため事業実施の判断は精華町に委ねられるべきものである。

なお、取付護岸工事の接着部の費用負担は道路管理者9.1：河川管理者2.4となっており、橋梁工事の費用負担割合とは異なっている。これは前述の狛田こばしと同様、取付護岸工事は橋台幅、橋梁工事は橋梁の有効幅員で按分計算を行うためである。

町道菱田・前川原線の工事費は、築堤工が全額河川管理者（京都府）負担、町道拡幅工が全額道路管理者（精華町）負担となっている。

【表2.3.2の23】 事務費比率の状況

	狛田こばし	川原橋
工事費	65,283千円	127,155千円
事務費	3,148千円	5,482千円
事務費割合	4.82%	4.31%

本橋梁工事は平成 20 年 1 月 31 日に締結した基本協定書に基づき測量試験、橋梁下部工、取付護岸工を実施した経過があるため、前述の平成 23 年建設交通部長通知に定める事務費比率ではなく、昭和 45 年土木建築部長通知に従い事務費を算定している。

同通知は低額部分の事務費算定率は 7%であるが、高額になるにつれ比率が逡減する。また、全体算定率に 3 分の 2 を乗じて事務費を算出することとなっているため、上表のような事務費比率となっている。

### iii. 検討結果

#### (ア) 設計額を超える契約額の記載

煤谷川の川原橋架替工事においては、受託部分の工事台帳の最終設計額が 21,751,770 円であるにもかかわらず、契約額は 23,917,175 円と記載されている。これは過年度の測量調査費の繰越精算額 2,879,088 円が追加されたためであるが、台帳記載の工事業者と契約していない金額を工事台帳に加算追記するのは違和感があり、契約額が設計額を超えている状態も正常とは考えにくい。

#### (イ) 受託者負担額の不変動

同橋の費用負担対象となる工事費は、設計額 32,036 千円から確定契約額 31,158 千円に減額となっているにもかかわらず、下表の計算により精華町の負担額は全く変動していない。

【表2.3.2の24】 平成 26 年度費用負担変更比較

(単位：千円)

	変更前			変更後			
	設計額	町負担額		設計額	負担金 対象額	町負担額	
		負担率	工事費			負担率	工事費
川原橋							
橋梁工	5,315	84.63%	4,498	7,008	6,778	84.63%	5,736
取付護岸工	12,842	64.44%	8,276	10,497	10,152	64.44%	6,542
取付道路工(右岸)	5,934	50.00%	2,967	4,503	4,355	50.00%	2,177
取付道路工(左岸)	7,946	66.67%	5,297	10,208	9,873	66.67%	6,583
小計	32,036		21,037	32,215	31,158		21,038
調整額			2,880				2,879
工事費計	32,036		23,917	32,215	31,158		23,917
事務費	947		582	947	947		582
合計	32,983		24,499	33,163	32,105		24,499

上記の各種工事は同一業者が一括契約しており、負担金対象額は当初落札率 96.72%を設計額に乗じた額である。千円未満の端数調整はあるにせよ、各種工事の内容増減がある中で受託者負担額が全く増減しない結果は奇跡的で作為性すら感じられる。

川原橋架替工事は上記が最終年度に当たるため、翌年度精算等が難しい等の事情はあろうが、市町予算編成に対する過度な配慮は適切ではない。

### ③ K3 福田川(新庄川)市道橋改築事業

#### i. 個別事業概要

福田川は京都府京丹後市網野町に位置し、久次岳に源を発し北進して公庄地内で公庄川を合流し、さらに河口付近で新庄川を合流して浅茂川漁港で日本海に注ぐ、流域面積 30.5 km<sup>2</sup>、幹川流路延長 12.4km の二級河川である。

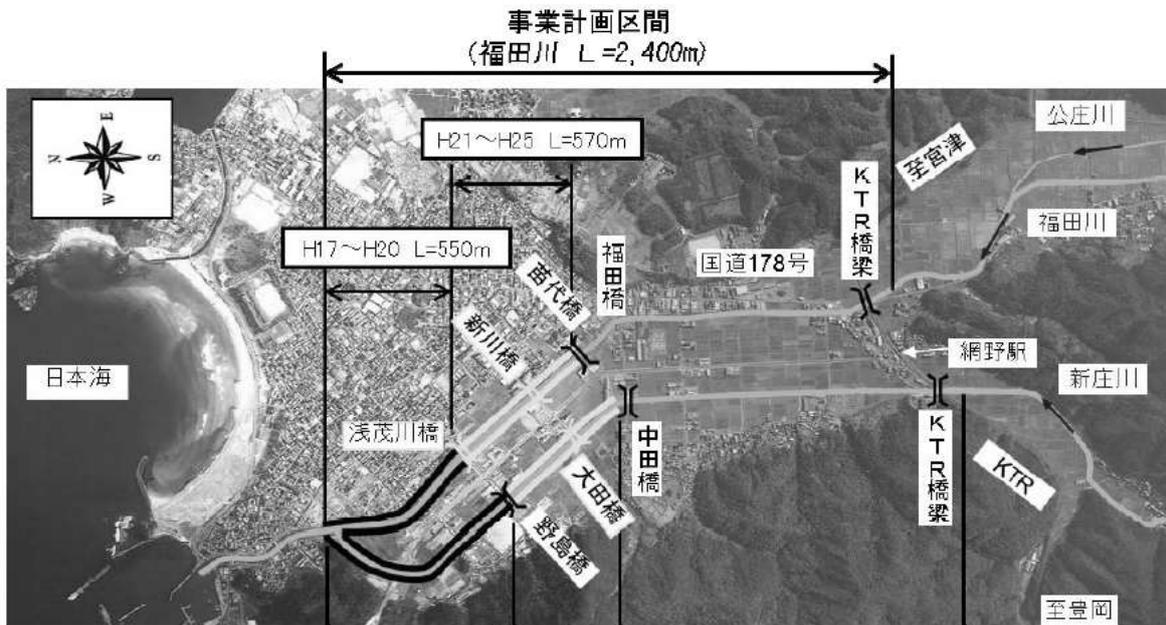
福田川本川及び支川の新庄川は昭和 53 年度に福田川改良工事全体計画が策定され、この全体計画に基づいて河川改修を進めてきた。平成 9 年の河川法改正により、河川整備の長期的な計画の基本となる河川整備基本方針と今後 20～30 年間の具体的な河川整備の内容を定める河川整備計画を定めることとなり、平成 13 年 3 月に河川整備基本方針、平成 18 年 12 月に

河川整備計画が策定された。

河川整備基本方針は、30年に1回程度発生すると予想される降雨規模に対して生じる洪水を安全に流下させるものと定めたが、福田川水系内の河川を基本方針で整備することは、予算的、時間的に困難であるため、河川整備計画においては緊急性、実現性等を踏まえた重点的な整備を行うこととし、今後20～30年の間で平成10年9月台風7号及び平成16年10月台風23号による洪水と同規模（概ね5年に1回程度発生する規模）の出水を安全に流下させることとされた。

福田川は流下能力が不足している新庄川合流点からKTR橋梁付近までの2.4km区間を、新庄川は福田川合流点からKTR橋梁付近までの2.7km区間で、河道拡幅、河床掘削、築堤、橋梁、堰の整備等の河川改修工事を行った。これに伴い本支川に架かる市道橋の架替え工事が発生している。

【図 2.3.2 の 14】 福田川・新庄川改修工事 全体計画図



上図の上方が本川の福田川、下方が支川の新庄川である。調査対象年度では新庄川において大田橋と中田橋、福田川において苗代橋の架替え工事が施工されている。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の25】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
福田川(新庄川) 市道橋改築事業	京丹後市	平成25年度	5,611
			11,553
		平成26年度	29,539
			23,497
		平成27年度	2,738
			4,364
		54,767	

受託事業収入の合計額は 132,068 千円である。このうち平成 25 年度の 11,553 千円を除く受託事業の詳細は以下のとおりである。

【表2.3.2の26】 契約状況と支払状況（大田橋）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 24 年度	H24.7.30	京丹後市と 年度協定締結	30,582千円				
				H24.9.5	工事業者(上部工)と契約締結	66,759千円	
				H24.10.14	前金払い(上部工)		26,700千円
					変更契約締結(上部工)	74,507千円	(7,748千円増)
				H25.3.8	工事業者(取合道路工) と契約締結	51,439千円	
平成 25 年度	H25.3.26	京丹後市へ請求	(19,029千円)				
				H25.4.30	精算払い(上部工)		47,807千円
				H25.5.2	前金払い(取合道路工)		20,570千円
	H25.7.17	京丹後市と 年度協定締結	2,336千円				
				H25.12.20	変更契約締結(取合道路工)	56,890千円	(5,451千円増)
	H25.12.18	変更協定締結	5,611千円	(3,275千円増)			
				H26.1.13	精算払い(取合道路工)		36,320千円
	H26.1.29	京丹後市へ請求	(11,553千円)				
	H26.1.29	京丹後市へ請求	(5,611千円)				
		計	36,193千円		確定額合計	131,397千円	131,397千円

履行確認検査は、平成 25 年 12 月 25 日に行われている。

【表2.3.2の27】 契約状況と支払状況（中田橋）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 26 年度	H26.8.15	京丹後市と H26年度協定締結	29,539千円				
				H26.9.25	工事業者(下部工)と契約締結	58,471千円	
				H26.10.17	前金払い(下部工)		23,300千円
				H27.3.19	変更契約締結(下部工)	62,381千円	(3,910千円増)
平成 27 年度	H27.3.31	京丹後市へ請求	(29,539千円)				
				H27.4.17	精算払い(下部工)		39,081千円
				H27.6.16	工事業者(護岸工①)と契約締結	14,770千円	
	H27.7.13	京丹後市と H27年度協定締結	91,120千円				
				H27.7.16	工事業者(上部工)と契約締結	69,325千円	
				H27.7.28	前金払い(上部工)		27,730千円
	H27.11.30	変更協定締結	58,006千円	(33,114千円減)			
				H27.12.21	変更契約締結(護岸工①)	15,265千円	(495千円増)
				H27.12.21	中間払い(護岸工①)		2,950千円
				H28.3.8	変更契約締結(上部工)	79,796千円	(10,471千円増)
				H28.3.10	工事業者(護岸工②)と契約締結	14,186千円	
			H28.3.25	変更契約締結(護岸工②)	14,487千円	(301千円増)	
			H28.3.30	精算払い(上部工)		52,066千円	
H28.3.31	京丹後市へ請求	(54,766千円)					
平28	繰越	(3,240千円)					
		計	87,545千円		確定額合計	171,929千円	145,127千円

履行確認検査は、下部工：平成27年3月23日、上部工：平成28年3月16日に行われている。

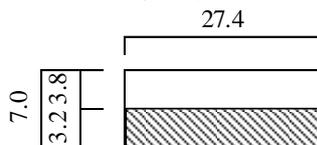
【表2.3.2の28】 契約状況と支払状況（苗代橋）

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平25	H26.3.28	京丹後市と H25年度協定締結	23,497千円				
平成 26 年度				H26.4.16	工事業者(下部工、耐震補強、護岸工①)と契約締結	70,438千円	
				H26.9.18	変更契約締結(下部工、耐震補強、護岸工①)	74,440千円	(4,002千円増)
	H26.9.19	京丹後市と H26年度協定締結	5,963千円				
				H26.11.4	工事業者(上部工)と契約締結	28,458千円	
				H26.11.28	前金払い(上部工)		11,380千円
	H26.12.26	変更協定締結	4,363千円	(1,600千円減)			
				H27.3.17	変更契約締結(下部工、耐震補強、護岸工①)	82,906千円	(8,466千円増)
平成 27 年度	H27.3.31	京丹後市へ請求	(23,497千円)				
				H27.4.13	精算払い(下部工、耐震補強、護岸工①)		82,906千円
	H27.6.3	京丹後市と H27年度協定締結	4,131千円				
				H27.8.19	変更契約締結(上部工)	28,938千円	(480千円増)
				H27.8.19	精算払い(上部工)		17,558千円
	H27.8.27	京丹後市へ請求	(4,363千円)				
				H27.9.3	工事業者(護岸工②、取合道路工)と契約締結	30,974千円	
				H27.9.18	前金払い(護岸工②、取合道路工)		12,380千円
H27.11.12	変更協定締結	2,737千円	(1,394千円減)				
平28				H28.3.25	変更契約締結(護岸工②、取合道路工)	34,479千円	(3,505千円増)
	H28.3.31	京丹後市へ請求	(2,737千円)				
				H28.4.18	精算払い(護岸工②、取合道路工)		22,099千円
		計	30,597千円		確定額合計	146,323千円	146,323千円

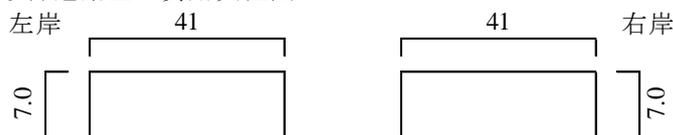
履行確認検査は、下部工・耐震補強・護岸工①が平成27年3月23日に、上部工が平成27年7月28日に、護岸工②・取合道路工が平成28年3月30日に、それぞれ行われている。

【図表 2.3.2 の 15】 全体工事に占める受託工事部分の割合（大田橋）

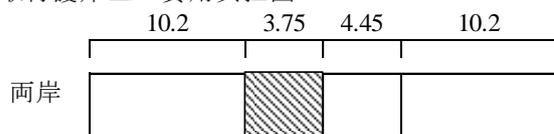
< 橋梁工 費用負担図 >



< 取付道路工 費用負担図 >



< 取付護岸工 費用負担図 >

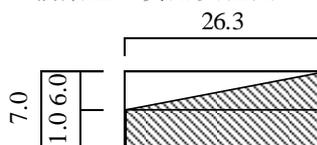


	道路管理者	河川管理者
現橋3.8m分	0	104.12
拡幅3.2m分	87.68	0
面積合計	87.68	104.12
負担率	45.7%	54.3%
取付道路工		
左岸	0	287
右岸	0	287
面積合計	0	574
負担率	0.0%	100.0%
取付護岸工		
取付両側		20.4
橋接着部	3.75	4.45
面積合計	3.75	24.85
負担率	13.1%	86.9%

大田橋は旧橋部分の質的改良がなく、旧橋部分は全額河川管理者負担（京都府）となっている。3.2mの拡幅があるにもかかわらず取付道路工で道路管理者（京丹後市）の負担がないのは、橋梁改築前の時点で既に前後の道路は拡幅が完了しており、周辺道路に比べて橋梁部分のみが狭小な状態となっていたためである。

【図表 2.3.2 の 16】 全体工事に占める受託工事部分の割合（中田橋）

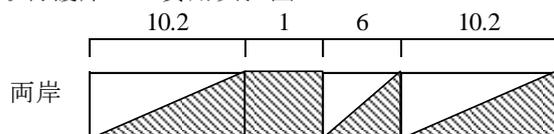
< 橋梁工 費用負担図 >



< 取付道路工 費用負担図 >



< 取付護岸工 費用負担図 >



	道路管理者	河川管理者
現橋6.0m分	78.9	78.9
拡幅1.0m分	26.3	0.0
面積合計	105.2	78.9
負担率	57.14%	42.86%
取付道路工		
左岸	163.45	163.45
右岸	150.15	150.15
面積合計	313.6	313.6
負担率	50.00%	50.00%
取付護岸工		
取付両側	10.2	10.2
橋接着部	4	3
面積合計	14.2	13.2
負担率	51.82%	48.18%

苗代橋については既設橋梁の幅のままで継足のため、道路管理者（京丹後市）は既設橋台の耐震補強のみ負担し、新設橋台と新設部分の上部工、護岸工費は全て河川管理者（京都府）が負担した。

【表2.3.2の29】 事務費比率の状況

	大田橋H25	中田橋H26	苗代橋合計
工事費	5,430千円	28,586千円	29,611千円
事務費	181千円	953千円	987千円
事務費割合	3.33%	3.33%	3.33%

各橋の事務費比率は平成 23 年建設交通部長通知における基準値どおりとなっている。

### iii. 検討結果

中田橋の取付護岸工事の費用負担割合算定において、地覆部分の幅員が橋台部でなく誤って取付部に含まれていたが、取付部も旧橋部分も折半負担であるため、計算結果に影響はなかった。

## ④ 古川(井川)市道橋改築事業

### i. 個別事業概要

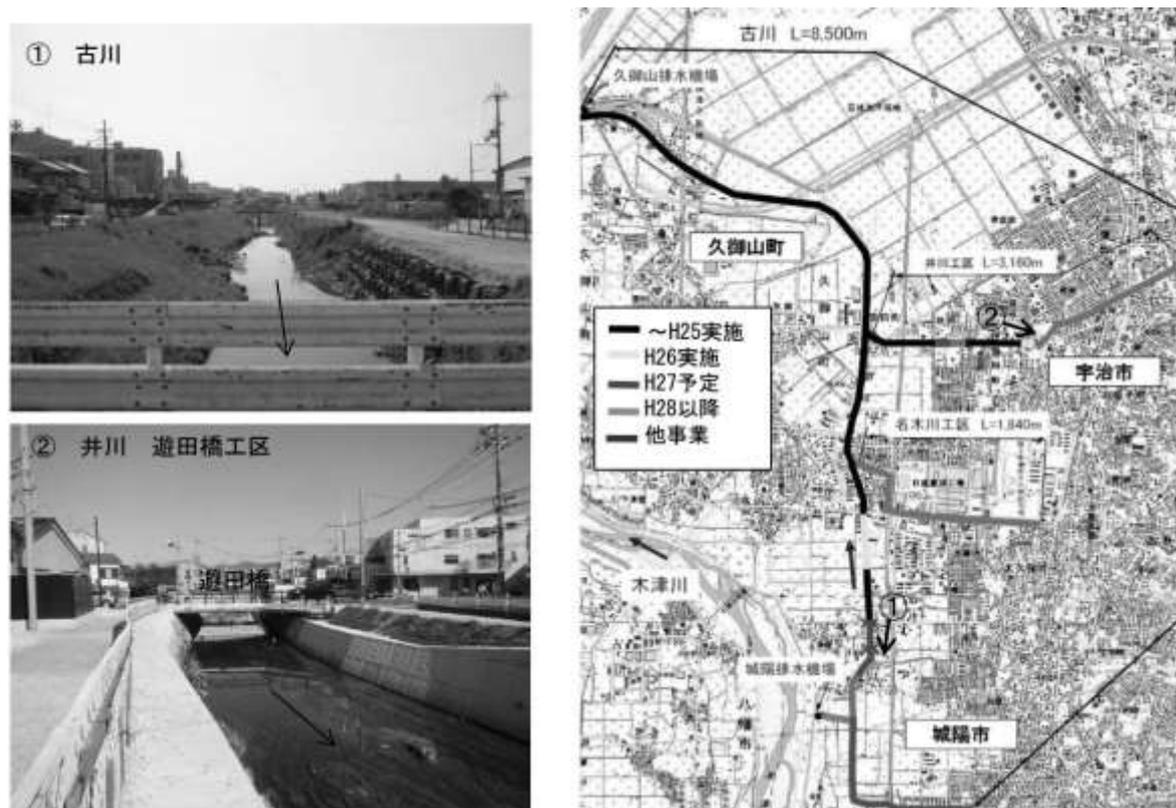
古川は城陽市東部の丘陵地にその源を發し、宇治市西部を貫流して右岸側から名木川、井川を合流し、久御山町東<sup>いもあらい</sup>一<sup>い</sup>口<sup>くち</sup>地区で一級河川宇治川に流入する一級河川であるが、元々は木津川を水源とするかんがい水路であったと考えられ、木津川と宇治川に挟まれた低平地を流下することから、河床勾配が緩やかになっており、流下能力が極めて小さいという問題がある。

古川と井川では近年度々浸水被害が発生しているが、平成 24 年 8 月に京都府南部地域を襲った豪雨では、古川上流部に位置する城陽市域で床上浸水 159 戸、床下浸水 387 戸が発生した。このため、床上浸水対策特別緊急事業による河川改修で治水安全度を向上し、洪水被害の早期軽減を目指しつつ、古川の国道 24 号交差部下流や支川の井川について、浸水被害の軽減

を図るため昭和 60 年度から計画・実施している河川改修事業を進めているところである。

具体的な工事は河道拡幅と河床掘削による流下能力の向上、それに伴い必要となる橋梁等の改築であり、事業効果が早期発現するよう段階的な河床掘削を実施している。

【図 2.3.2 の 17】 古川（含む井川）改修工事 全体計画図



ii. 受託契約と発注工事の状況

【表 2.3.2 の 30】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
古川（井川） 市道橋改築事業	宇治市	平成25年度	8,563
		平成26年度	56,713
		平成26年度	3,814

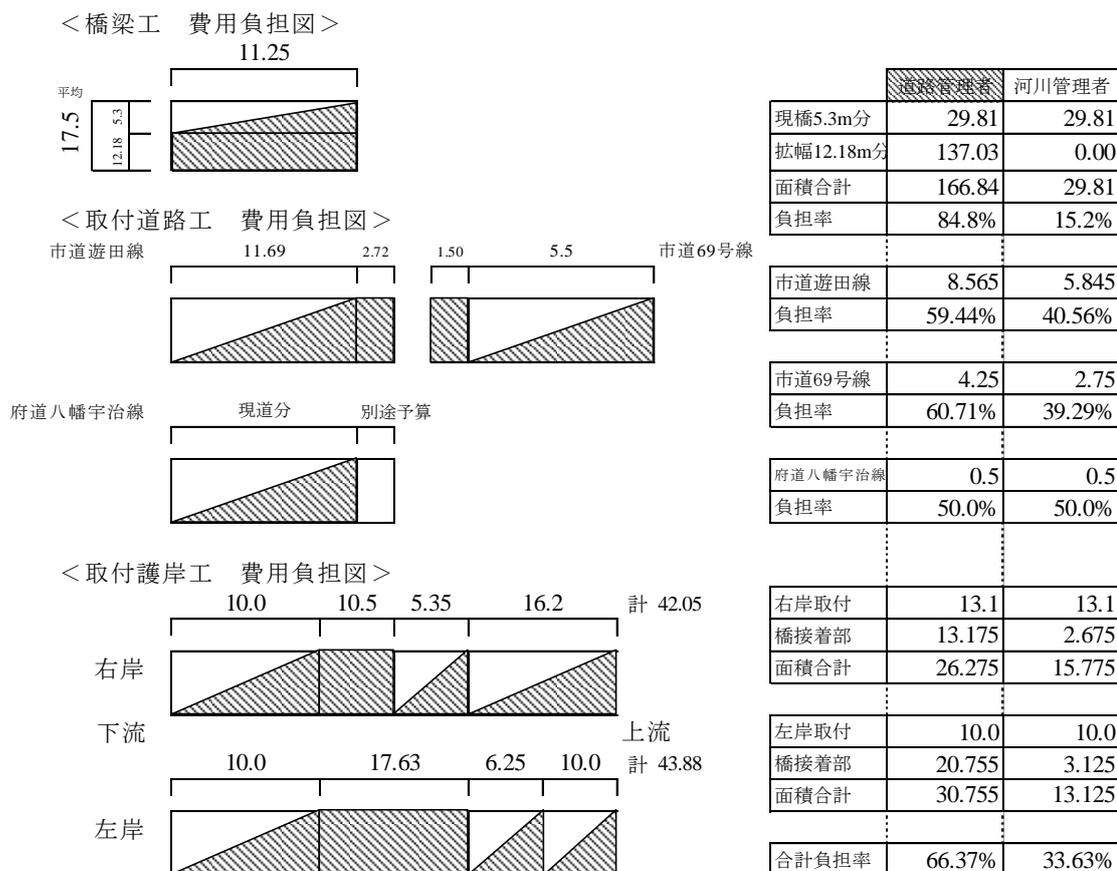
直近3年間の受託事業収入の合計額は69,090千円であるが、平成24年度に収入計上した30,451千円を加えた99,541千円が受託事業の総額である。

【表2.3.2の31】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成24年度	H24.11.5	宇治市と協定締結	67,970千円				
				H24.12.10	契約締結(工事業者①)	27,909千円	
				H25.1.7	前金払い(工事業者①)		11,160千円
	H25.3.18	変更協定締結	87,165千円	(19,195千円増)			
				H25.3.21	変更契約締結(工事業者①)	32,666千円	(4,757千円増)
				H25.3.26	契約締結(工事業者②)	43,859千円	
平成25年度	H25.3.28	宇治市へ請求	(30,451千円)				
				H25.4.11	中間金払い(工事業者①)		14,140千円
				H25.4.11	前金払い(工事業者②)		17,400千円
				H25.5.13	変更契約締結(工事業者①)	35,255千円	(2,589千円増)
				H25.5.31	精算払い(工事業者①)		9,955千円
				H25.9.26	契約締結(工事業者③)	24,747千円	
				H25.10.9	前金払い(工事業者③)		9,890千円
				H25.10.28	補償業者と契約締結	44,456千円	
				H25.11.1	変更契約締結(工事業者②)	55,207千円	(11,348千円増)
				H25.12.6	精算払い(補償業者)		44,456千円
				H25.12.10	精算払い(工事業者②)		37,807千円
	H26.1.15	宇治市と協定締結	12,377千円				
				H26.3.20	変更契約締結(工事業者③)	25,637千円	(890千円増)
H26.3.26	宇治市へ請求	(8,563千円)					
H26.3.28	宇治市へ請求	(56,714千円)					
平26				H26.4.14	精算払い(工事業者③)		15,747千円
	H27.3.31	宇治市へ請求	(3,814千円)				
		計	99,541千円		確定額合計	160,555千円	160,555千円

上表の補償業者とは大阪ガス㈱であり、河川工事に伴うガス供給施設の支障移設工事が発生している。履行確認検査は工事業者①：平成25年5月16日、工事業者②：平成25年11月7日、工事業者③：平成26年3月24日に、支障移設は平成25年10月31日にそれぞれ完了している。

【図表 2.3.2 の 18】 全体工事に占める受託工事部分の割合



架替え対象となった遊田橋は、旧橋部分も A 活荷重相当から B 活荷重へと橋の性能を向上する質的改良があるため、旧橋部分も道路管理者と河川管理者の折半負担となっている。

府道八幡宇治線が折半負担となっているが、これは市道橋の拡幅がなければ府道の工事は不要であったため、原因者である市と管理者である京都府とで折半負担としたものである。

【表2.3.2の32】 事務費比率の状況

	年度合計
工事費	497,496千円
事務費	11,466千円
事務費割合	2.30%

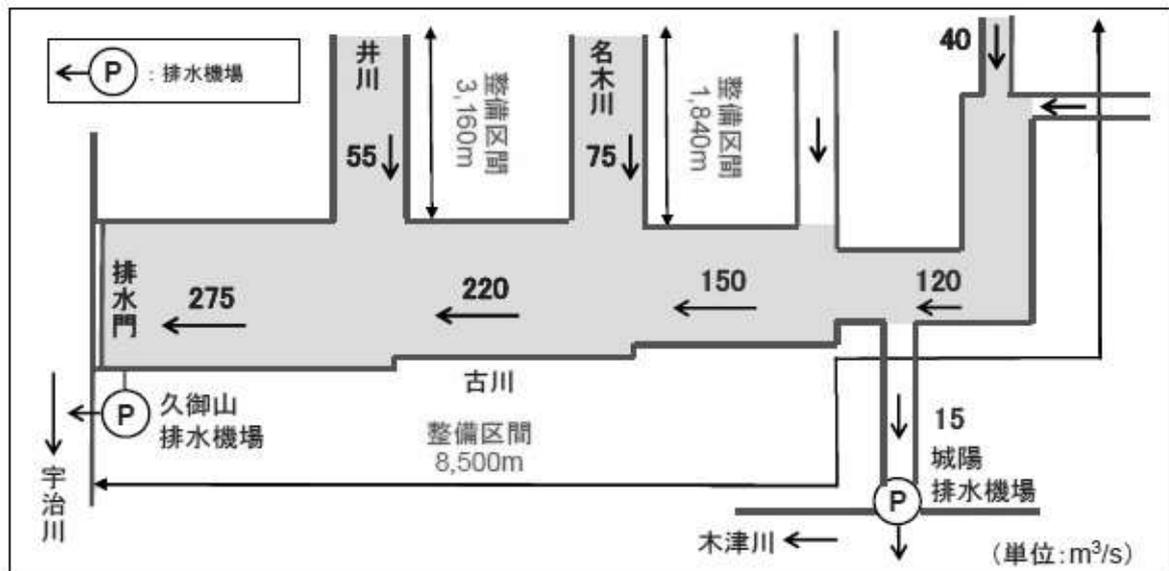
本橋梁工事は煤谷川と同様に、平成 19 年度以前に基本協定を締結した事業であるため、昭和 45 年土木建築部長通知に従い事務費を算定している。旧通知は事業費が多額になるほど事務費率が逡減するため、高額部分では 2% や 1% の事務費率が適用され、更に 3 分の 2 が乗じられるため、最終的には全体で 2.3% の事務費率となっている。

### iii. 検討結果

上記の受託事業の実施状況については特に問題はない。

ただ、古川水系の改修事業は昭和 60 年度に策定された計画に基づいているが、平成 24 年度の京都府南部豪雨のような近年の温暖化に伴う雨量増は元々想定されていない。京都府は特別緊急事業として河川改修を急いでいるが、あくまでも昭和 60 年度計画を忠実に守る範囲で、工事を早期化する内容に見受けられる。

【図 2.3.2 の 19】 古川水系計画流量配分図



深刻な浸水被害が発生した城陽市域においては、京都府が管理する城陽排水機場が存在するものの、古川水量のごく一部を木津川水系に排水する意味合いしかなく、接続する古川の流量計画 120 m³/s に対して排水能力

は  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  に留まっている。仮にこれを増強して中流地点から大きく排水することができれば、名木川合流地点や井川合流地点における古川の水量を大きく減じることができるのではないかと考えられる。

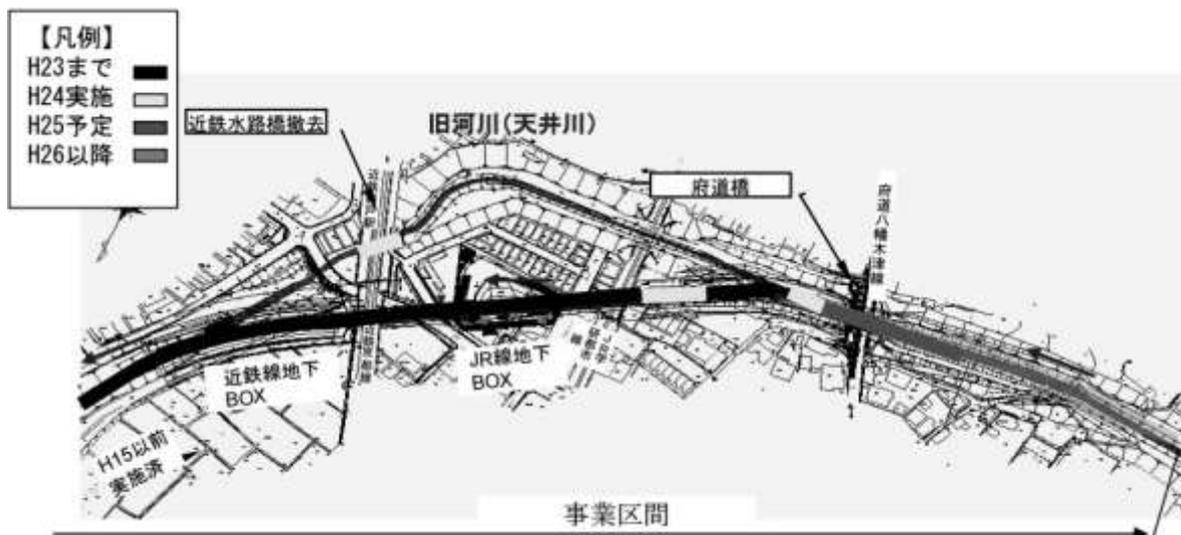
しかし、城陽排水機場の能力を増強する費用や、それにより古川水系の豪雨時流量をどれだけ減ずることができるのか、現時点では試算検討されたことはないとのことである。

## ⑤ 防賀川市道橋改築事業

### i. 個別事業概要

大谷川及び支川の防賀川は京田辺市と八幡市を流れる流域面積  $33 \text{ km}^2$  の一級河川で、その最上流部に位置する京田辺工区は河床高が周辺の地盤高さよりも高い天井川である。府道八幡木津線及び近鉄線（興戸駅近辺）との交差では水路橋がかかり、防賀川が両線の上を流れている状況であったため、破堤等が発生した場合は甚大な被害が想定される。昭和 57 年度から現在に至るまで、天井川を切り下げて流下能力の拡大と治水安全度の向上を図る工事が行われている。

【図 2.3.2 の 20】防賀川改修工事（京田辺工区） 全体計画図



【図 2.3.2 の 21】 工事箇所詳細図



右方が上流、左方が架替市道橋のある下流、下方は仮設鋼矢板水路である。

ii .受託契約と発注工事の状況

【表2.3.2の33】 受託事業収入計上状況

(単位：千円)

件名	委託元	計上年度	受託事業収入
防賀川 市道橋改築事業	京田辺市	平成25年度	11,837
		平成27年度	48,912

このうち平成 27 年度収入計上分につき、以下のとおり検討する。

【表2.3.2の34】 契約状況と支払状況

	協定・受託契約			府発注工事等の契約			
	年月日	内容	金額	年月日	内容	契約額	支払額
平成 26 年度				H26.12.12	契約締結(地質調査)	3,262千円	
				H26.12.18	契約締結(設計)	7,376千円	
				H27.2.19	変更契約締結(地質調査)	3,468千円	(206千円増)
				H27.3.6	変更契約締結(設計)	8,859千円	(1,483千円増)
				H27.3.19	契約締結(護岸工事)	66,063千円	
				H27.3.20	支払(地質調査)		3,468千円
平成 27 年度				H27.4.17	支払(設計)		8,859千円
				H27.4.20	前金払い(護岸工事)		26,420千円
		H27.7.7	京田辺市と 協定締結	59,279千円			
				H27.7.29	申請		
				H27.8.4	決裁		
				H27.8.18	変更契約締結 (護岸・下部工追加)	97,445千円	(31,383千円増)
				H27.9.3	前金払い(護岸・下部工)		12,550千円
				H27.9.18	中間金払い(護岸・下部工)		19,480千円
				H27.10.7	変更契約締結 (護岸・下部工追加)	99,169千円	(1,724千円増)
				H27.10.1	契約締結(上部工)	22,464千円	
				H27.10.22	前金払い(上部工)		8,980千円
				H27.10.29	支払(護岸・下部工)		40,719千円
				H28.2.17	変更契約締結(上部工)	22,533千円	(69千円増)
		H28.2.29	変更協定締結	48,912千円	(10,366千円減)		
				H28.3.4	変更契約締結(上部工)	23,097千円	(564千円増)
	H28.3.31	京田辺市へ請求	(48,912千円)				
平28				H28.4.18	支払(上部工)		14,117千円
		計	48,912千円		確定額合計	134,593千円	134,593千円

平成 27 年度予算の国内示において、【図 2.3.2 の 21】の上流部分の予算が確保できなかった。同図上流部分の仮設排水路を施工するよりも下流部分の護岸工事に併せて市道橋架替え工事を実施すれば、全体計画が進捗し、早期に工事を完了することができるため、架替え対象の市道橋を有する京田辺市と協議して、下流部分の受託事業工事を平成 27 年度に実施することとした。

平成 27 年 5 月に土木事務所長決裁のもと、迂回水路の上流部区間工事を設計上一旦廃工にして(工事費を減額し)、下流部護岸工事に併せて下流部橋梁工事を実施(工事費を増額)する変更を工事業者と協議して実施しており、その後、平成 27 年 8 月 4 日には上記橋梁工事を含めた工事契約全体が当初より 3 割超の増額となったことから、工事分割不可能とする決裁伺いを本庁に提出し、同年 8 月 6 日に承認を受けた。この変更契約は当初契約の 47.5%増額であり、一般競争入札の趣旨から多額の増額変更は憚られ

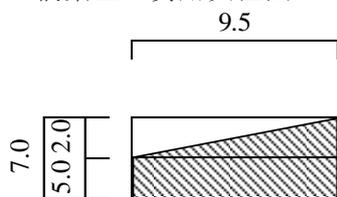
るべきであるが、上記趣旨に鑑みて建設交通部は承認している。

京田辺市との平成 27 年 7 月 7 日付当初協定 59,279 千円は、この工事変更契約を前提に締結されており、上記工事費の増額は織込み済である。平成 28 年 2 月 29 日の変更協定で 10,366 千円の減額がなされているのは、設計段階から実際契約段階に至った際の差額によるものである。

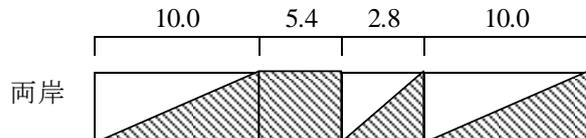
履行確認検査は測量業務：平成 27 年 3 月 5 日、土木設計業務：平成 27 年 3 月 20 日、下部工等：平成 27 年 10 月 9 日、上部工：平成 28 年 3 月 18 日に完了している。

【図表 2.3.2 の 22】 全体工事に占める受託工事部分の割合

<橋梁工 費用負担図>



<取付護岸工 費用負担図>



	道路管理者	河川管理者
現橋2.0m分	9.5	9.5
拡幅5.0m分	47.5	0
面積合計	57	9.5
負担率	85.7%	14.3%
.....		
取付両側	10.0	10.0
橋接着部	6.8	1.4
面積合計	16.8	11.4
負担率	59.6%	40.4%

架替え対象となった興戸蛇ノ橋の工事費用負担割合は上図表の通りである。

【表2.3.2の35】 事務費比率の状況

工事費	47,335千円
事務費	1,578千円
事務費割合	3.33%

事務費比率は平成 23 年建設交通部長通知における基準値どおりとなっている。

### iii.検討結果

特に問題なし。

#### 2.3.3 結論

##### (1) 指摘事項

###### ①工事台帳への適時の入力

物部梅迫停車場線の受託工事の内訳においては、受託部分の工事台帳に契約額ではなく設計額で入力し請負率が反映されていない状態であり、実際の工事契約に基づく受託部分の更新入力を失念した結果、施工業者への前払金部分の請求において、綾部市へ実際契約金額ベースでなく設計金額ベースの過大な請求額を伝えていた。

本件は年度末の実際請求時に判明したが、綾部市の予算の関係上、翌年度の工事完成後に精算することで合意したとのことである。工事完成後は適切な金額で綾部市と精算されているが、工事台帳への入力を適時に行い、早期にチェックを行うことで上記のようなミスを避けるべきである。

###### ②工事台帳の記載方法

煤谷川の川原橋架替工事においては、受託部分の工事台帳の最終設計額が21,751,770円であるにもかかわらず、契約額は23,917,175円と記載されている。これは過年度の測量調査費の繰越精算額2,879,088円が追加されたためであるが、台帳記載の工事業者と契約していない金額を工事台帳に加算するのは違和感がある。

契約額が設計額を超えている状態は正常とは考えにくいいため、明瞭な記載ルールを検討すべきである。

###### ③受託事業の費用負担額の算定誤り

京都府は取付護岸工事の橋梁接着部は旧橋の(有効幅員+地覆)と拡幅巾とで算定することとしている。しかし、佐濃谷川の橋ノ坪橋架替工事にお

ける取付護岸工事（接着部）の費用負担割合では、旧橋の有効幅員 1.7 と、それからの拡幅巾 2.3 を用いている。正しくは（有効幅員＋地覆）2.0 と拡幅巾 2.0 とで算定するべきであったと考えられる。

この結果、当方算定によれば道路管理者 54.79%と河川管理者 45.21%で按分した取付護岸工事費は、正しくは道路管理者 54.17%と河川管理者 45.83%で按分すべきであり、京丹後市の負担額は 154 千円過大であったと考えられる。なお、算定結果については現在河川課にて精査中である。

昭和 43 年の三局長通達等は存在しているものの、条件によって費用負担の算定方法は微妙に異なり判断が難しい。土木事務所間での算定が異ならないよう、また、職員の異動で算定が変更しないよう、分かり易いガイドラインを策定するべきである。

## (2) 意見

### ①積算システムと支援システムの非連動

建設交通部の主要な業務システムは大別して 2 つあり、入札する工事費を積算する積算システム（技術用）と、契約・検査・請求事務を支援し工事台帳を作成管理する支援システムがある。一方で実際の工事契約は予算と関連するため、会計課所管の統合財務システムで編成・管理・決算を行っている。

このため現状は、積算システム入力→予算内訳を各担当が作成→支援システム入力となっており、積算システムと支援システムは連動していない。

受託事業部分の工事台帳入力がおおざりになった一因とも言え、適時性・正確性や効率性を確保すべくシステム間の連動を図ることが望まれるが、限られた予算の中では費用対効果や予算優先順位もある。現状は複数チェックの徹底・スケジュール化を図り受託事業部分についても放置とならないよう留意しつつ、将来的なシステム更新の際にはシステム間の連動も検討されたい。

## ②城陽排水機場の活用可能性

古川水系の改修事業は昭和 60 年度に策定された計画に基づいているが、平成 24 年度の京都府南部豪雨のような近年の温暖化に伴う雨量増は元々想定されていない。京都府は特別緊急事業として河川改修を急いでいるが、あくまでも昭和 60 年度計画を忠実に守る範囲で、工事を早期化する内容に見受けられる。

深刻な浸水被害が発生した城陽市域においては、京都府が管理する城陽排水機場が存在するものの、古川水量の一部を木津川水系に排水する意味合いしかなく、接続する古川の流量計画  $120 \text{ m}^3/\text{s}$  に対して排水能力は  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  に留まっている。仮にこれを増強して中流地点から大きく排水することができれば、名木川合流地点や井川合流地点における古川の水量を大きく減じることができるのではないかと考えられる。しかし、城陽排水機場の能力を増強する費用や、それにより古川水系の豪雨時流量をどれだけ減ずることができるのか、現時点では試算検討されたことがない。

治水対策は自然流下を原則とする京都府の考え方は首肯でき、昭和 60 年度計画を進めることが最も重要であることについては言をまたないが、それに加えて補助的機能として、城陽排水機場の能力増強による費用対効果も検討されてみては如何だろうか。その検討結果によっては今後の河川改良事業（それに伴う受託事業）の方向性が変わる可能性もあるため、検討の際は城陽市や宇治市を交え協議・相談されたい。

以上